

練馬区指導検査報告書

【令和2年度（2020年度）】

令和3年（2021年）6月

練馬区

～ はじめに ～

地域主権改革に伴う社会福祉法の改正により、平成 25 年 4 月 1 日から、練馬区内のみで事業を行う社会福祉法人の所轄庁が変更となり、練馬区でも社会福祉法人の認可や指導監査を行っています。

社会福祉法人は、社会福祉法に基づき、「社会福祉事業を行うことを目的として」設立された公益的な法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としての役割が期待されています。

現在、福祉ニーズの多様化・複雑化などに伴い社会福祉制度が大きく変わり、社会福祉法人だけでなく、NPO 法人や民間企業など様々な事業者が福祉サービスを提供しています。

指導監査・検査は、社会福祉法人、福祉サービスを提供する事業者等を対象として、適正な法人・施設運営と社会福祉事業の健全な経営の確保等を図ることを目的として実施するもので、地域における社会福祉サービスの水準の向上を目標として行っています。

本報告書は、令和 2 年度における「社会福祉法人の指導監査」、「障害福祉サービスの指導検査」、「保育サービスの指導検査」および「介護サービスの指導」の実施結果をまとめたものです。広く区民の皆様にご覧いただき、社会福祉法人および社会福祉施設等の運営状況を知っていただくとともに、事業者の皆様においては、今後の適正な法人・施設運営の参考資料としてご活用いただければ幸いです。

練馬区福祉部指導検査担当課

目次

| | | |
|----|----------------------------------|----|
| 第1 | 指導検査とは | 1 |
| 1 | 社会福祉法人の指導監査 | 1 |
| 2 | 障害福祉サービスの指導検査 | 1 |
| 3 | 保育サービスの指導検査 | 2 |
| 4 | 介護サービスの指導 | 3 |
| 5 | 指導検査の流れ | 5 |
| 6 | 法人指導監査と施設・サービス指導検査 | 6 |
| 7 | 指導検査担当課の係別業務内容 | 6 |
| 第2 | 令和2年度指導検査の概要と結果 | 7 |
| 1 | 社会福祉法人の指導監査 | 7 |
| 2 | 障害福祉サービスの指導検査 | 22 |
| 3 | 保育サービスの指導検査 | 33 |
| 4 | 介護サービスの指導 | 42 |
| 5 | 新型コロナウイルス感染症への対応 | 52 |
| 第3 | 資料編 | 53 |
| ○ | 練馬区社会福祉法人指導監査実施要領 | 53 |
| ○ | 令和2年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施計画 | 57 |
| ○ | 練馬区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱 | 60 |
| ○ | 令和2年度 練馬区障害福祉サービス事業者等指導実施方針・実施計画 | 65 |
| ○ | 練馬区家庭的保育事業等指導検査実施要綱 | 68 |
| ○ | 練馬区保育所等指導検査実施要綱 | 72 |
| ○ | 令和2年度 練馬区保育サービス指導検査実施方針・実施計画 | 76 |
| ○ | 練馬区介護サービス事業者等指導および監査実施要綱 | 80 |
| ○ | 令和2年度介護サービス事業者等指導実施方針 | 87 |
| 第4 | 指導検査関連ホームページ | 91 |

第 1 指導検査とは

1 社会福祉法人の指導監査

(1) 指導監査の目的

適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的として実施します。

[主な根拠法令等]

○社会福祉法第 56 条第 1 項

○社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（国通知）

(2) 指導監査の類型

目的や実施方法等により、以下の 2 つに分類されます。

ア 一般監査

法人の所在地において定期的に行う、一般的な監査
（原則として 3 年に 1 回実施）

イ 特別監査

運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時行う監査

区が定期的に行っているのは、一般監査であり、本報告書内の「指導監査」とは、「特別監査」と表記しない限り、「一般監査」のことを指します。

(3) 指導監査の対象（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区が所轄する社会福祉法人 26 法人

2 障害福祉サービスの指導検査

(1) 指導検査の目的

制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護および利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供ならびに質の向上を図ることに主眼を置いて実施します。

[主な根拠法令等]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 10 条第 1 項【障害福祉サービス、相談支援】

児童福祉法第 57 条の 3 の 2 第 1 項【障害児通所支援、障害児相談支援】
練馬区地域生活支援事業実施要綱第 114 条【移動支援】

(2) 指導検査の種類

実施方法等により、以下の 3 つに分類されます。

ア 実地指導

事業所の所在地において、関係書類の閲覧、関係者からの面談等の方法により実施（原則として 3 年に 1 回実施）

イ 集団指導

自立支援給付に係る費用等の支給関係事務、制度改正内容、過去の指導における指導事例等について、講習等の方式で説明する。

ウ 監査

法令等の違反、著しく適正を欠いた運営を疑われる場合や改善が長期にわたって認められない場合に実施

(3) 実地指導の対象（令和 2 年 4 月 1 日現在）

ア 区が所轄する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス等（47）

イ 区が指定・登録する障害福祉サービス等

計画相談支援（37）、障害児相談支援（17）

基準該当サービス（7）

地域生活支援（移動支援・日中一時支援）（245）

上記以外は、東京都が実地指導を行います。

上記以外のサービスについて、従業者や区民から通報があった場合等は、区が実地指導に入ることがあります。

3 保育サービスの指導検査

(1) 指導検査の目的

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例のほか、児童福祉法等の関係法令に照らし実施状況等について個別に明らかにし、必要に応じ助言および指導を行うことにより、保育所等の適正かつ円滑な運営およびサービスの質の確保ならびに利用者支援の向上を図り、一人ひとりの子どもが健やかに

成長することができる環境を確保することを目的とします。

[主な根拠法令等]

○児童福祉法第 34 条の 17 第 1 項

○子ども・子育て支援法第 14 条第 1 項（第 30 条の 3 において準用する場合を含む。）第 38 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 58 条の 8 第 1 項

(2) 指導検査の種類

ア 一般指導検査

施設の所在地において、関係書類の閲覧、関係者からの面談等の方法により実施

イ 特別指導検査

法令等の違反、著しく適正を欠いた運営が疑われる場合や度重なる一般指導検査によっても改善の措置が認められない場合に実施

ウ 集団指導

過去の指導検査における指導事例等について、講習等の方式で説明する。

(3) 指導検査の対象（令和 2 年 4 月 1 日現在）

ア 特定教育・保育施設 121 施設

イ 特定地域型保育事業 105 施設

ウ 特定子ども・子育て支援施設等 36 施設

4 介護サービスの指導

(1) 指導の目的

指導はサービス事業者等に対して行う介護給付等に係る居宅サービス等の内容、介護給付等に係る費用の請求ならびに業務管理体制の整備等に関し、法令、通達等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要な助言および指導または是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保と利用者保護、介護給付等の適正化および業務管理体制の適正な整備・運用を図ることを目的として実施します。

[主な根拠法令等]

○介護保険法第 23 条

(2) 指導の種類

ア 集団指導

介護給付費等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正内容および過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

イ 実地指導

事業所に赴き、実地において書類審査、面談方式で行う。

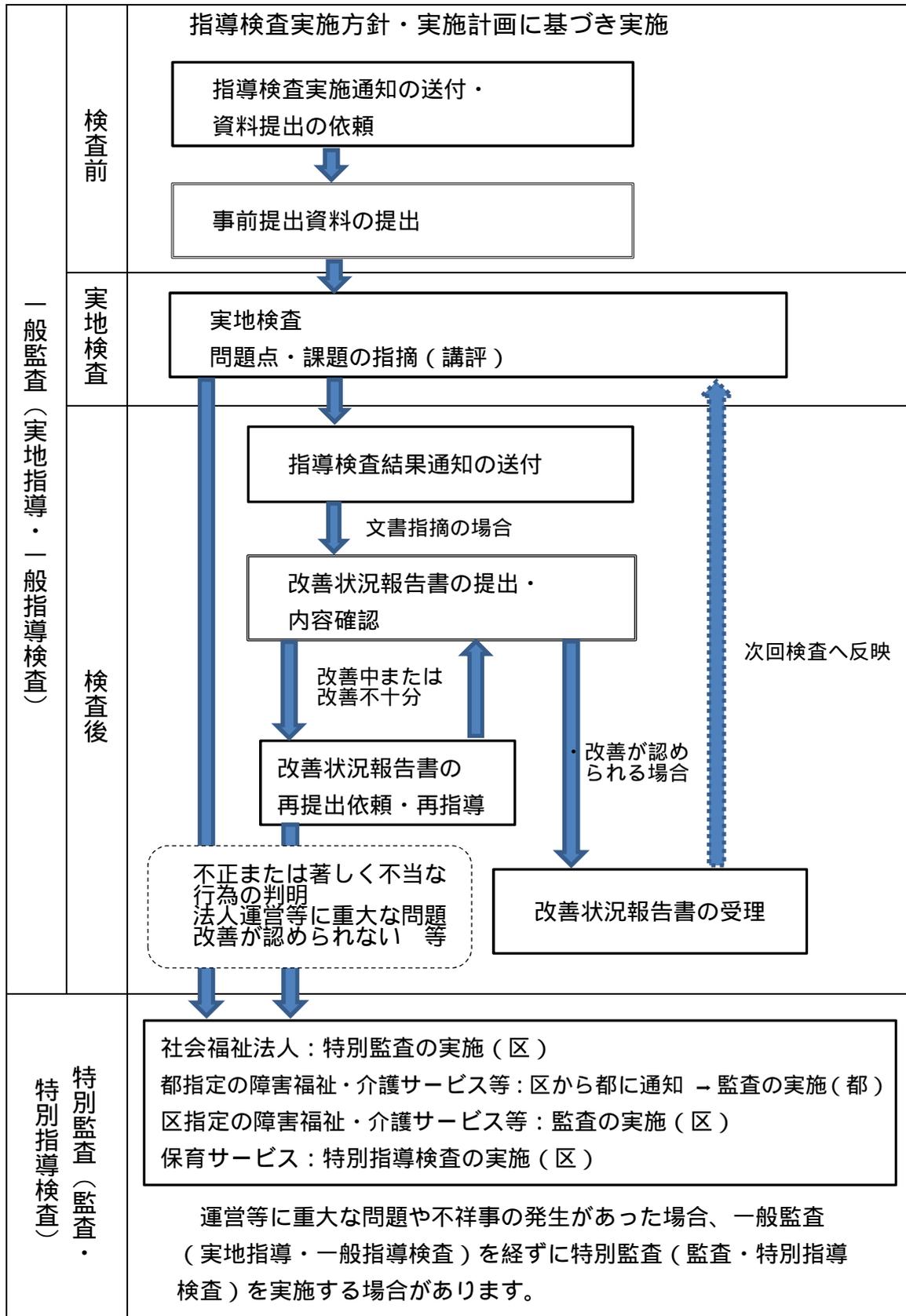
ウ 監査

介護給付等対象サービスの内容について、指定取消し等の各規定に該当する内容であると認められる場合、もしくはその疑いがあると認められる場合または介護報酬等の請求について不正もしくは著しい不正が疑われる場合等において実施

(3) 実地指導の対象（令和2年4月1日現在）

- ア 居宅サービス 304 事業所
- イ 地域密着型サービス 190 事業所
- ウ 居宅介護支援 213 事業所
- エ 施設サービス 27 施設
- オ 介護予防支援 25 事業所

5 指導検査の流れ



6 法人指導監査と施設・サービス指導検査

練馬区が行う指導検査は、大きく分けて以下の2つがあります。

| | 実施主体 | 法的根拠 | 主な目的 | 主な監査・検査事項 |
|-----------------|------------|--|--------------------------|---|
| (1) 社会福祉法人の指導監査 | 練馬区 | 社会福祉法 第56条第1項 | 適正な法人運営と円滑な事業経営の確保 | 定款、役員等、法人全体の予算・決算等の法人全体の運営に関わること。 |
| (2) 施設・サービス指導検査 | 東京都 練馬区 | 社会福祉法 介護保険法 老人福祉法 子ども・子育て支援法 児童福祉法 障害者総合支援法 | 施設の適正かつ円滑な運営およびサービスの質の確保 | 措置費、介護給付費等の算定、使途や利用者への処遇、支援の状況等のサービス内容に関すること。 |

この報告書の対象は、社会福祉法人の指導監査ならびに障害福祉サービス、保育サービスおよび介護サービスを対象とした検査です。

なお、「社会福祉法人の指導監査」の実施主体は練馬区、「施設・サービス指導検査」の実施主体は東京都および練馬区となります。同一年度内に双方の検査（施設・サービス指導検査は、法人本部に所在する施設の検査に限る）が予定されている場合は、可能な限り一体的（同日等）に検査を行うように努めています。

7 指導検査担当課の係別業務内容

| 係名 | 主な業務内容 |
|-------------|--|
| 社会福祉法人係 | 1 社会福祉法人の認可に関すること。 2 社会福祉法人の指導監査に関すること。 3 社会福祉法人等の会計に関すること。 |
| 障害福祉サービス検査係 | 1 障害福祉サービス事業者の指導検査に関すること。 |
| 保育サービス検査係 | 1 保育サービス事業者の指導検査に関すること。 |
| 介護サービス検査係 | 1 地域密着型サービス事業者等の指導監督に関すること。 2 居宅介護支援事業者等の指導監督に関すること。 3 介護老人保健施設等の指導監査に関すること。 4 指定サービス事業者等の指導監査に関すること。 5 地域支援事業の第一号事業実施に係る指定事業者の指導監督に関すること。 |

第2 令和2年度指導検査の概要と結果

1 社会福祉法人の指導監査

(1) 令和2年度指導監査の実施方針・重点項目

令和2年度の指導監査の実施方針・重点項目は以下のとおりです。

令和2年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施計画（抜粋）

1 (省略)

2 実施方針

今日、後期高齢者の急増や少子化の進展、人口減少等を背景に、福祉ニーズはますます多様化・複雑化している。社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、このような福祉ニーズにきめ細かく対応し、地域社会に貢献していくことが求められている。

一方、平成28年4月（一部29年4月）に、社会福祉法人に対する指導監査について、国の基準を明確化（ローカルルールは是正）し、指導監査の効率化を図るために、指導監査実施要綱の見直しやガイドラインの作成が行われた。また、平成30年4月には社会福祉法人への指導方法の標準化を徹底するため、ガイドラインが一部改正された。

練馬区においても、平成30年4月に障害福祉サービス検査、31年4月に保育サービス検査が福祉部管理課へと段階的に組織集約された。更に令和2年4月には、介護サービス検査の組織集約とともに、新たに指導検査担当課が設置され、福祉サービスの指導検査体制の一層の充実・強化が図られている。

これらの動向を十分に踏まえ、社会福祉法人の適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、法人経営組織のガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明性の確保に主眼を置いた法人指導監査を実施する。

3 重点項目

(1) 一般監査

ア 法人運営

(ア) 評議員

- a 欠格事由に該当する者が選任されていないか。
- b 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。

(イ) 評議員会

- a 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。
- b 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。

(ウ) 理事

- a 欠格事由を有する者が選任されていないか。
- b 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。

(エ) 監事

欠格事由を有する者が選任されていないか。

(オ) 理事会

決議について特別の利害関係を有する理事が議決に加わっていないか。

(カ) 役員（理事、監事）の報酬

役員（理事、監事）の報酬等の額が定款または評議員会の決議によって定められているか。

イ 事業

「地域における公益的な取組」を実施しているか。

ウ 会計管理

- a 経理規程が遵守されているか。
- b 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか。
- c 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。

エ その他

- a 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。
- b 契約等が適正に行われているか。

(2) 特別監査

特別監査の重点項目は問題に応じその都度設定する。

4 (省略)

(2) 令和2年度指導監査実施数

8 法人 (26 法人中)

令和2年度は、前年度に練馬区の法人監査を受けていない法人および指導監査にて状況を確認する必要がある法人を監査対象としました。

なお、苦情が多く寄せられ、法人運営上重大な問題が生じたと認められる場合は、随時に特別監査を実施することとしています。

(3) 令和2年度指導監査の実施結果まとめ

ア 指導監査の実施結果

練馬区が所轄する26法人のうち、8法人に対して一般監査を行いました。特別監査の対象となる法人はありませんでした。

8法人の指導監査のうち、障害・保育・介護の施設検査と一体的に実施した

のは4法人でした。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、DVD 動画を作成、配付して社会福祉法人説明会を行いました。

(ア) 指導監査

| 年度 | 監査対象数 (a) | 一般監査実施数 (b) | 特別監査実施数 (c) | 監査実施率 (b + c / a) |
|------|----------------|------------------|------------------|------------------------|
| 2年度 | 26法人 | 8法人 | 0法人 | 31% |
| 元年度 | 26法人 | 9法人 | 0法人 | 35% |
| 30年度 | 25法人 | 10法人 | 0法人 | 40% |
| 29年度 | 25法人 | 9法人 | 0法人 | 36% |
| 28年度 | 23法人 | 10法人 | 0法人 | 43% |
| 27年度 | 24法人 | 17法人 | 0法人 | 71% |
| 26年度 | 25法人 | 14法人 | 0法人 | 56% |
| 25年度 | 24法人 | 16法人 | 0法人 | 67% |

(イ) 社会福祉法人説明会 令和元年度より名称変更(旧: 集団指導)

| 年度 | テーマ | | 参加者数 |
|------|---|----------------------------|-------------------------|
| 2年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の課題 ・社会福祉法人の運営実務 ・社会福祉法人の会計実務 | | DVD 動画 配付 (全26法人) |
| 元年度 | 1日目 | 日々の事務手続について(運営および会計) 等 | 40名 (24法人) |
| | 2日目 | 社会福祉法人のガバナンス・経営分析について 等 | 39名 (21法人) |
| 30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の運営について ・社会福祉法人の会計経理について | | 38名 (24法人) |
| 29年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の運営について ・社会福祉法人の会計について | | 37名 (22法人) |
| 28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・現況報告書等の記載方法について ・社会福祉法人制度改革に関する実務対応について | | 37名 (22法人) |
| 27年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・本年度の指導検査について ・社会福祉法人の制度改革について ・社会福祉法人の社会貢献事業におけるネットワーク づくりについて | | 49名 (23法人) |
| 26年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の運営について ・社会福祉法人の会計について | | 48名 (24法人) |

イ 指摘種別

法令または通知等の違反が認められる場合は、原則として、改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導しています。(文書指摘)

違反の程度が軽微な場合または文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導しています。(口頭指摘)

指導監査を実施した8法人のうち、文書指摘を行ったのは5法人でした。文書指摘を行った法人については、おおむね30日以内に改善の事実を客観的に証明する書類が添付された改善状況報告書の提出を求め、改善状況の確認を行っています。

また、必要と認める場合には、法人事務所等実地において確認を行っています。

| 年度 | 指導監査実施数 | 文書指摘 | | 口頭指摘 | |
|------|---------|---------|------|---------|------|
| | | 指摘した法人数 | 指摘件数 | 指摘した法人数 | 指摘件数 |
| 2年度 | 8法人 | 5法人 | 12件 | 8法人 | 60件 |
| 元年度 | 9法人 | 8法人 | 55件 | 9法人 | 57件 |
| 30年度 | 10法人 | 9法人 | 37件 | 10法人 | 75件 |
| 29年度 | 9法人 | 8法人 | | 9法人 | |
| 28年度 | 10法人 | 2法人 | | 10法人 | |
| 27年度 | 17法人 | 5法人 | | 17法人 | |
| 26年度 | 14法人 | 6法人 | | 14法人 | |
| 25年度 | 16法人 | 4法人 | | 16法人 | |

ウ 東京都同日検査

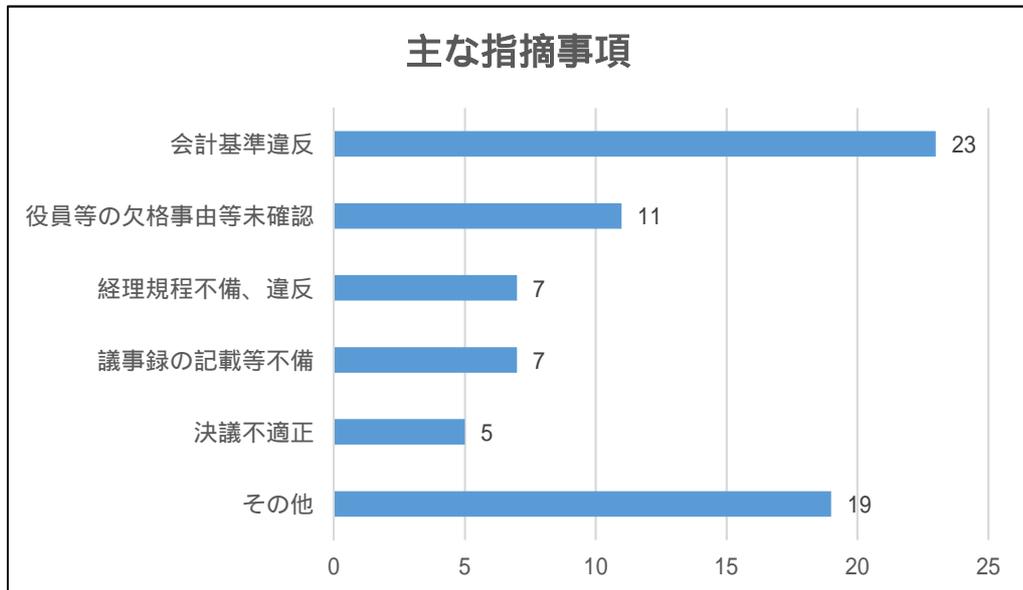
区が東京都と同日検査を実施した法人はありませんでした。

| 年度 | 一般監査実施数 (b) | 区単独監査数 (d) | 同日検査数 (e) | 同日検査実施率 (e/b) |
|------|----------------|---------------|--------------|------------------|
| 2年度 | 8法人 | 8法人 | 0法人 | 0% |
| 元年度 | 9法人 | 9法人 | 0法人 | 0% |
| 30年度 | 10法人 | 10法人 | 0法人 | 0% |
| 29年度 | 9法人 | 9法人 | 0法人 | 0% |
| 28年度 | 10法人 | 8法人 | 2法人 | 20% |
| 27年度 | 17法人 | 15法人 | 2法人 | 12% |
| 26年度 | 14法人 | 11法人 | 3法人 | 21% |
| 25年度 | 16法人 | 11法人 | 5法人 | 31% |

(4) 指導監査での主な指摘事項

ア 主な指摘事項

指導監査で指摘を行った8法人（文書指摘12件、口頭指摘60件）のうち、主な指摘事項はつぎのとおりです。



イ 指導監査での主な指摘事項について、具体的事例を挙げて紹介します。
 なお、番号および名称は指導監査ガイドラインに合わせています。

| 法人運営 3 評議員・評議員会 | | |
|---------------------------------------|--|-------|
| (1) 評議員の選任 | | |
| 監査事項 | 具体的事例 | 該当法人数 |
| 1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員選任・解任委員会運営規則に定めるところにより事務処理が行われていない。 ・ 補欠評議員の任期について、定款に定めがないにもかかわらず、退任評議員の任期満了までとしている。 【法第39条、ガイドラインP6-3(1)1】 | 2 |
| 2 評議員となることのできない者または適当ではない者が選任されていないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、確認していない。 【法第40条第1項、第2項、第4項、第5項、第61条第1項、審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)、(6)、ガイドラインP7-3(1)】 | 3 |

| | 2】 | |
|--------------------------------|---|-------|
| (2)評議員会の招集・運営 | | |
| 監査事項 | 具体的事例 | 該当法人数 |
| 1 評議員会の招集が適正に行われているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の招集通知を理事会の決議前に発送している。 【法第 45 条の 9 第 1 項、同条第 10 項により準用される一般法人法第 181 条および第 182 条、規則第 2 条の 12、ガイドライン P 9-3(2)1】 | 1 |
| 2 決議が適正に行われているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない。 ・ 決議の省略時に、評議員全員の同意書を徴取していない。 ・ 決議事項について、理事会で決議する前に評議員会で決議している。 【法第 45 条の 9 第 6 項から第 8 項まで、同条第 10 項により準用される一般法人法第 194 条第 1 項、第 195 条、ガイドライン P10-3(2)2】 | 2 |
| 3 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席した監事の氏名の記載がない。 ・ 定款細則の定めにある議事録の作成に係る職務を行った者の氏名について記載がない。 ・ 決議の省略時の同意書について、備え置きがない。 【法第 45 条の 9 第 10 項により準用される一般法人法第 194 条第 1 項、第 2 項、法第 45 条の 11 第 1 項から第 3 項まで、規則第 2 条の 15、ガイドライン P12-3(2)3】 | 3 |

【ポイント】

評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な見識を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任します。そのため、法人は、定款で評議員の選任のために必要な事項（例：評議員選任・解任委員会を設置し、当該委員会により評議員を選任する）を定め、その定めに基づき評議員の選任を行います。

評議員選任・解任委員会運営細則は評議員選任・解任委員会の運営の方法について、細かな事項を規定するものです。

法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従います。そのため、定款の規定に基づき評議員として選任された者が就任を承諾することで、その時点から評議員となります。なお、評議員の役割の重要性を鑑みると、就任承諾は文書によって確認を行う必要があります。また、当該文書は法人において保存される必要があります。

法人は、評議員の選任に当たり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員または各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行わなければなりません。

- 評議員会の役割の重要性を鑑みると、実際に評議員会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではないため、評議員にこのような者がいないか確認します。
- 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時および場所等を定め、理事が評議員会の一週間前(または定款で定めた期間)までに評議員に書面または電磁的方法により通知する方法で行わなければなりません。
評議員全員の同意があれば、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができますが、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要です。
- 評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることはできないことから、当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認・記録する必要があります。
- 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなされます。

| 法人運営 4 理事 | | |
|-------------------------------------|---|-------|
| (2)選任および解任 | | |
| 監査事項 | 具体的事例 | 該当法人数 |
| 1 理事は法令および定款に定める手続により選任または解任されているか。 | ・理事の選任決議において一人一人決議していない。 【法第43条第1項、第45条の4、ガイドラインP15-4(2)1】 | 1 |
| (3)適格性 | | |
| 監査事項 | 具体的事例 | 該当法人数 |
| 1 理事となることのできない者または適切ではない者が選任さ | ・選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、確認していない。 | 3 |

| | | |
|---------|--|--|
| れていないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる理事がいる。 <p>【法第 44 条第 1 項により準用される法第 40 条第 1 項、第 44 条第 6 項、ガイドライン P 16- 4 (3) 1】</p> | |
|---------|--|--|

【ポイント】

理事の選任は評議員会の決議により行うため、評議員会の決議が適切になされているかについて確認します。

法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行わなければなりません。

理事会の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に理事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではありません。

| 法人運営 5 監事 | | |
|----------------------------------|--|-------|
| (2) 選任および解任 | | |
| 監査事項 | 具体的事例 | 該当法人数 |
| 1 法令および定款に定める手続により選任または解任されているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。 <p>【法第 43 条第 1 項、同条第 3 項により準用される一般法人法第 72 条第 1 項、法第 45 条の 4 第 1 項、法第 45 条の 9 第 7 項第 1 号、ガイドライン P 20- 5 (2) 1】</p> | 1 |
| 2 監事となることができない者が選任されていないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、確認していない。 <p>【法第 40 条第 2 項、第 44 条第 2 項、第 7 項、ガイドライン P 21- 5 (2) 2】</p> | 2 |
| (3) 職務・義務 | | |
| 監査事項 | 具体的事例 | 該当法人数 |
| 1 法令に定めるところにより業務を行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・理事会に 2 回以上続けて欠席した監事がいる。 <p>【法第 45 条の 18 第 1 項、同条第 3 項により準用される一般法人法第 100 条から第 102 条まで、第 45 条の 28 第 1 項および第 2 項、規則</p> | 2 |

| | | |
|--|---|--|
| | 第2条の26から第2条の28まで、第2条の31、第2条の34から第2条の37まで、ガイドラインP23-5(3)1】 | |
|--|---|--|

【ポイント】

理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数の同意を得る必要があります。

監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、欠格事由が定められるとともに、理事の職務の執行を監査する役割を果たすため、理事または職員を兼ねることはできないこと、各理事と特殊の関係にある者が含まれてはならないこと、また、複数の監事がそれぞれ独立して職務を執行することから他の監事と特殊の関係にある者が含まれてはならないことが定められています。さらに、法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならないものであり、評議員や理事と同様に暴力団員等の反社会的勢力者が監事になることはできません。

- 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければなりません。毎会計年度の計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書は、厚生労働省令に定めるところにより、監事の監査を受けなければならず、計算書類およびその附属明細書の監査と、事業報告およびその附属明細書の監査について、それぞれ監査報告の内容およびその作成等の手続に関する規定が法および規則に設けられています。
- 監事が理事会に出席し、必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものです。理事会においては、監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮が必要です。

| 法人運営 6 理事会 | | |
|-------------------------------|--|-------|
| (1)審議状況 | | |
| 監査事項 | 具体的事例 | 該当法人数 |
| 1 理事会は法令および定款の定めに従って開催されているか。 | ・理事および監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない。 【法第45条の14第1項、同条第9項により準用される一般法人法第94条第1項、第2項、ガイドラインP26-6(1)1】 | 1 |
| 2 理事会の決議は、法令および定款に定めるところにより | ・決議に特別の利害関係を有する理事がいるかを法人が確認していない。 ・決議を省略した場合に、理事全員の同意 | 2 |

| | | |
|-------------------------|---|---|
| 行われているか。 | 書を徴取していない。 【法第 45 条の 14 第 4 項、第 5 項、ガイドライン P27-6(1)2】 | |
| 3 理事への権限の委任は適切に行われているか。 | ・理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない。 【法第 45 条の 13 第 4 項、ガイドライン P29-6(1)3】 | 2 |

| (2)記録 | | |
|-----------------------------------|--|-------|
| 監査事項 | 具体的事例 | 該当法人数 |
| 1 法令で定めるところにより、議事録が作成され、保存されているか。 | ・議事録に議事録署名人の署名等がない。 ・欠席した監事から議事録の署名を徴している。 【法第 45 条の 14 第 6 項、第 7 項、第 45 条の 15 第 1 項、ガイドライン P30-6(2)1】 | 2 |

【ポイント】

理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前(または定款で定めた期間)までに、各理事および各監事に対してその通知を发出しなければなりません。ただし、理事および監事の全員の同意があるときは、招集通知を发出せずに理事会を開催することができます。

- 理事会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する理事が加わることはできないことから、当該特別の利害関係を有する理事の存否については、その決議を行う前に、法人が各理事について確認・記録する必要があります。

定款に、理事会の議案について、理事の全員の事前の同意の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することができる旨の定めがあるときは、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなされます。この場合には、理事会の議決が省略されたことが理事会議事録の記載事項となり、理事の全員の意思表示を記す書面または電磁的記録は、決議があったとみなされた日から 10 年間主たる事務所に備え置かなければなりません。また、当該議案について監事が異議を述べたときは、決議要件を満たさないため、監事からも事前に同意の書面を徴収することが望ましいです。

- 理事長および業務執行理事は、理事会において、3 か月に 1 回以上、職務の執行状況についての報告を行います。なお、この報告の回数は定款で、毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、と定めることもできます。
- 理事会の議事録には、定款に規定された議事録署名人の署名または記名押印が必要です。

| 法人運営 8 評議員、理事、監事および会計監査人の報酬 | | |
|---|--|-------|
| (2) 報酬等支給基準 | | |
| 監査事項 | 具体的事例 | 該当法人数 |
| 1 役員および評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。 | ・報酬規程における「その他の役員」の範囲が明確にされていない。 【法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42、ガイドラインP37-8(2)1】 | 1 |
| (3) 報酬の支給 | | |
| 監査事項 | 具体的事例 | 該当法人数 |
| 1 役員および評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。 | ・報酬規程等に定めがないにもかかわらず、評議員選任解任委員、苦情解決第三者委員に報酬を支出している。 【法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42、ガイドラインP39-8(3)1】 | 1 |

【ポイント】

理事および監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めることとなります。

- 理事、監事および評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等および従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。また、支給基準については、評議員会の承認を受けなければなりません。

| 事業 1 事業一般 | | |
|---------------------|---|-------|
| 監査事項 | 具体的事例 | 該当法人数 |
| 1 定款に従って事業を実施しているか。 | ・定款に記載していない事業を実施している。 【法第31条第1項、ガイドラインP40-1-1】 | 1 |

【ポイント】

法人の行う事業の種類は定款の必要的記載事項であり、法人の公益性を踏まえると、定款には行う事業を正確に定める必要があるため、法人が新たな種類の事業を開始する場合や既存の種類の事業を廃止する場合には、定款を変更する必要があります。

| 管理 3 会計管理 (2) 規程・体制 | | |
|---------------------|--|-------|
| 監査事項 | 具体的事例 | 該当法人数 |
| 1 経理規程を制定しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理規程の内容が法令または通知に反する。 ・ 経理規程およびその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。 【留意事項1の(4)、ガイドライン P57-3(2)1】 | 5 |

【ポイント】

- 法人は会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について、経理規程に定めます。
- 経理規程は、法令等および定款に定めるもののほか、法人が会計処理を行うために必要な事項について定めるものです。また、経理規程に定める事務処理を行うために必要な細則等を定めるとともに、経理規程やその細則等を遵守することが求められます。
- 法人における予算の執行および資金等の管理に関しては、あらかじめ会計責任者等の運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保するとともに、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めるべきです。

| 管理 3 会計管理 (3) 会計処理 | | |
|-------------------------------|---|-------|
| 監査事項 | 具体的事例 | 該当法人数 |
| 2 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通支出（費用）について、合理的な基準に基づいて配分し、配分基準を書面で記録していない。 【会計省令第11条、第14条第2項、第20条第2項、運用上の取扱い6、留意事項8、9、10、ガイドライン P60-3(3)2】 | 3 |
| 3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類が会計基準に則して作成されていない。 ・ 固定資産の減価償却を適正に行っていない。 ・ その他の積立金について、目的を示す名称を付していない。 【会計省令第1号第1様式から第4様式まで、第2号第1様式から第4様式まで、第3号第1様式から第4様式まで、第6条第3項、運用上 | 5 |

| | | |
|--|-----------------------------------|--|
| | の取扱い 19、留意事項 19、ガイドライン P61-3(3)3】 | |
|--|-----------------------------------|--|

【ポイント】

- 計算書類は、会計基準に則して作成しなければなりません。
- その他の積立金は、将来の特定の目的の費用または損失の発生に備えるため、法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものであり、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合に、その範囲名で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができます。
- その他の積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付して、同額の積立資産を積み立てなければなりません。また、積立金に対応する積立資産を取り崩す場合には、当該積立金を同額取り崩すこととされています。

| 管理 3 会計管理 (5) 附属明細書等 | | |
|----------------------------|--|-------|
| 監査事項 | 具体的事例 | 該当法人数 |
| 1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・把握された注記すべき事項が適正に注記されていない。 ・注記が、通知に則して作成されていない。 【会計省令第 29 条、運用上の取扱い 20 から 24 まで、別紙 1、別紙 2、留意事項 25 の(2)、26、ガイドライン P73-3(5)1】 | 4 |
| 2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・作成すべき附属明細書が適正に作成されていない。 ・附属明細書について計算書類の金額と一致していない。 【会計省令第 30 条、運用上の取扱い 25、別紙 3()から別紙 3()まで、ガイドライン P75-3(5)2】 | 4 |
| 3 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・財産目録が様式に従っていない。 ・基本財産が定款と一致しない。 【会計省令第 31 条から第 34 条まで、運用上の取扱い 26、別紙 4、ガイドライン P76-3(5)3】 | 3 |

【ポイント】

計算書類においては、その内容を補足するために、法人全体および拠点区分ごとに注

記事項が定められています。

附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類の金額と一致していなければなりません。

財産目録は、法人の全ての資産および負債について、貸借対照表科目、場所・物量等、取得年度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額、貸借対照表価額を詳細に表示するために作成するものであり、様式は運用上の取扱い別紙4において定められています。また、基本財産については、定款の記載事項であることから、定款の規定と一致する必要があります。

| 管理 | 4 その他 | (4) その他 |
|-------------------|---|---------|
| 監査事項 | 具体的事例 | |
| 4 契約等が適正に行われているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・委任の範囲を明確にせず、職員に委任している。 ・随意契約で、複数見積りを徴し、比較していない。 【入札通知、徹底通知5の(2)ウ、(6)エ、ガイドライン P81-4(4)4】 | |
| | | 該当法人数 |
| | | 2 |

【ポイント】

契約は、入札通知や経理規程に従い、適正に行わなければなりません。

表の「具体的事例」での指導根拠となる法令等の正式名称は以下のとおりです。

| 略称 | 正式名称 |
|--------|--|
| 法 | 社会福祉法（昭和26年法律第45号） |
| 一般法人法 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号） |
| 令 | 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号） |
| 規則 | 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号） |
| ガイドライン | 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号）の別紙「指導監査ガイドライン」 |
| 審査基準 | 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号および児発第908号）の別紙1「社会福祉法人審査基準」 |
| 審査要領 | 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号）の別紙「社会福祉法人審査要領」 |
| 徹底通知 | 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老計第274号） |

| | |
|---------|---|
| 入札通知 | 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号) |
| 会計省令 | 社会福祉法人会計基準(平成 28 年厚生労働省令第 79 号) |
| 運用上の取扱い | 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日雇児総発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号) |
| 留意事項 | 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成 28 年 3 月 31 日雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号) |

2 障害福祉サービスの指導検査

(1) 令和2年度指導検査の基本方針・重点項目

令和2年度の指導検査の基本方針・重点項目は以下のとおりです。

令和2年度 練馬区障害福祉サービス事業者等指導実施方針・実施計画（抜粋）

1 （省略）

2 基本方針

適正かつ透明性のある事業運営の確保、利用者保護および障害福祉サービス等の質の向上を図ることに主眼を置いて、指導を実施する。指導に際しては、基準等に定めるサービスの内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底を図るとともに、適切な助言・指導を行う。

3 （省略）

4 実地指導

障害福祉サービス事業者等の事業所または施設の実地において検査し指導を行う。

実地指導の重点項目

ア 適正かつ透明性のある事業運営の確保

- (ア) 職員配置基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。
- (イ) 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- (ウ) 自立支援給付費等の算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- (エ) 運営規程の概要や従業員の勤務体制等、利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。
- (オ) 計画相談支援や障害児相談支援を行う事業所において、業務管理体制に関する事項を届け出ているか。また、適切な届出先となっているか。

イ 利用者保護とサービスの質の確保

- (ア) 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- (イ) 利用者に対し、虐待行為や身体拘束等を行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- (ウ) 施設入所支援や就労継続支援B型、共同生活援助等を行う事業所において、非常災害時の対応についての具体的な防災計画を立てているか。また、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- (エ) 苦情、事故、感染症および食中毒が発生した場合、適切に対応できる体制がと

られているか。

(オ) サービス提供を開始するに当たり、内容および手続の説明ならびに同意(個人情報
情報の利用を含む。)が適切に行われているか。

(カ) 児童発達支援および放課後等デイサービスを行う事業所において、各ガイド
ラインが遵守されているか。

(2)・(3)・5 (省略)

(2) 令和2年度実地指導数

34 サービス (353 サービス中)

(3) 令和2年度指導検査の実施結果まとめ

ア 指導検査の実施結果

障害福祉サービス等については、全体の10%に当たる34サービスに対し
て実地指導を行いました。また、集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影
響により、DVD動画を作成、配付して行いました。

(ア) 実地指導

| 年度 | 対象数(a) | 実地指導数(b) | 実地指導実施率(b/a) |
|------|----------|----------|--------------|
| 2年度 | 353 サービス | 34 サービス | 10% |
| 元年度 | 382 サービス | 79 サービス | 21% |
| 30年度 | 365 サービス | 59 サービス | 16% |

(イ) 集団指導

| 年度 | 回数 | 対象サービス | 参加者数 |
|------|-------------|--------------------------------------|------------------|
| 2年度 | 1回目 | 共同生活援助 | 33名 (32事業所) |
| | 2回目 | 計画相談支援、 障害児相談支援 | 52名 (29事業所) |
| 元年度 | 1回目 | 生活介護、就労移行支援 就労継続支援、就労定着支援 自立訓練 | 68名 (54事業所) |
| | 2回目 (中止) | 移動支援(予定) 新型コロナウイルス感染拡大 防止のため中止 | |
| 30年度 | 1回目 | 児童発達支援、 放課後等デイサービス | 71名 (47事業所) |
| | 2回目 | 居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護 | 117名 (114事業所) |

イ 指摘種別

実地指導を実施した 34 サービスのうち、文書指摘を行ったのは 25 サービス、文書指摘の件数は 40 件でした。文書指摘を行った事業所については、おおむね 30 日以内に改善状況報告書の提出を求め、文書により改善状況を確認しています。

また 34 サービスに対して 169 件（1 サービス平均 5 件）の口頭指導を行いました。口頭指導に対しては、文書での改善状況報告は求めませんが、改善を図るよう伝え、つぎの実地指導等で確認します。

その他、29 サービスに対して 64 件の助言をしました。

| 年度 | 実地指導数 | 文書指摘 | | 口頭指導 | | 助言 | |
|-------|---------|------------------|------|-------------------|-------|------------------|------|
| | | 指摘したサービス数 | 指摘件数 | 指導したサービス数 | 指導件数 | 助言したサービス数 | 助言件数 |
| 2 年度 | 34 サービス | 25 サービス (74%) | 40 件 | 34 サービス (100%) | 169 件 | 29 サービス (85%) | 64 件 |
| 元年度 | 79 サービス | 51 サービス (65%) | 88 件 | 79 サービス (100%) | 372 件 | 61 サービス (77%) | 99 件 |
| 30 年度 | 59 サービス | 43 サービス (73%) | 89 件 | 59 サービス (100%) | 299 件 | 37 サービス (63%) | 77 件 |

() 内の数字は、実地指導数に対する割合

ウ サービス別内訳

サービス別の区内サービス数および実地指導数はこちらのとおりです。

| 事業名称 | サービス数 | | 実地指導数 | | |
|------------|---------|---------|-------|-----|------|
| | 区内サービス数 | 実地指導対象数 | 30 年度 | 元年度 | 2 年度 |
| 居宅介護 | 162 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 重度訪問介護 | 151 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 同行援護 | 41 | 0 | | | |
| 行動援護 | 5 | 0 | | | |
| 生活介護 | 21 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 短期入所 | 11 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練 | 5 | 1 | | | 0 |
| 就労移行支援 | 10 | 3 | 3 | 0 | 1 |
| 就労継続支援 A 型 | 6 | 0 | | | |
| 就労継続支援 B 型 | 36 | 14 | 11 | 1 | 2 |

| | | | | | |
|--------------|-----|-----|----|----|----|
| 就労定着支援 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 自立生活援助 | 2 | 0 | | | |
| 共同生活援助 | 30 | 5 | 4 | 1 | 0 |
| 施設入所支援 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 児童発達支援 | 26 | 4 | 3 | 0 | 0 |
| 放課後等デイサービス | 41 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 居宅等訪問型児童発達支援 | 1 | 0 | | | |
| 保育所等訪問支援 | 3 | 0 | | | |
| 地域移行支援 | 5 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 地域定着支援 | 5 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 計画相談支援 | 37 | 37 | 11 | 11 | 8 |
| 障害児相談支援 | 17 | 17 | 5 | 3 | 5 |
| 基準該当サービス | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 移動支援 | 232 | 232 | 14 | 63 | 18 |
| 日中一時支援 | 13 | 13 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 879 | 353 | 59 | 79 | 34 |

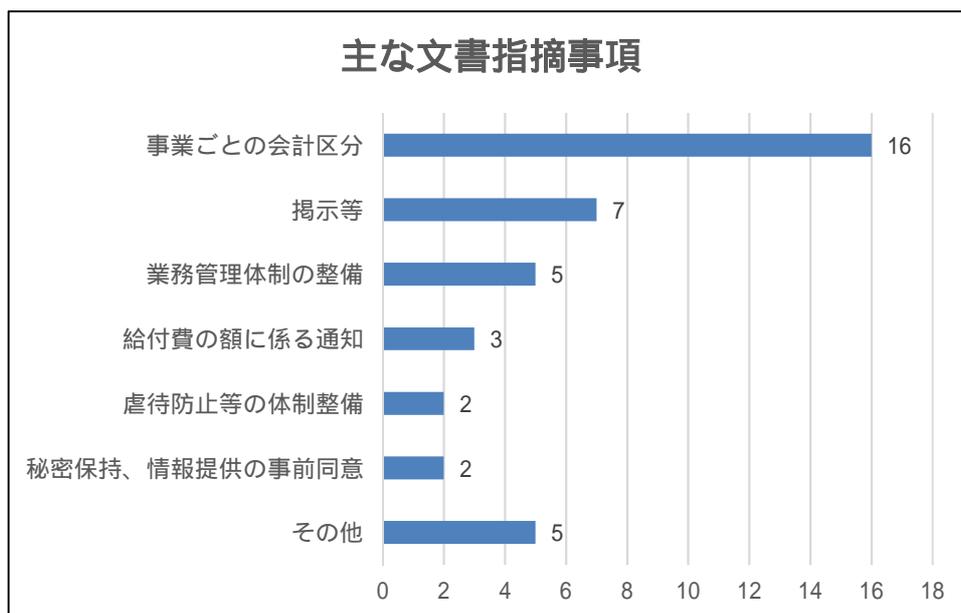
サービス数は令和2年4月1日現在

印の事業の実地指導対象数は、区が所轄する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス等の数

(4) 実地指導での主な指摘事項

ア 主な文書指摘事項

実地指導後に文書指摘を行った25サービス(40件)のうち、主な文書指摘事項はつぎのとおりです。



イ 実地指導での主な文書指摘事項について、具体的事例を挙げて紹介します。

| 1 事業ごとの会計区分 | | |
|-------------|--|---------|
| 検査項目 | 具体的事例 | 該当サービス数 |
| 会計の区分 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの種別ごとに会計を区分していない。 【都条例第 139 号第 52 条、都条例第 155 号第 41 条、厚労省令第 28 号第 29 条、厚労省令第 29 号第 29 条、区地活登録要綱第 42 条 他】 | 16 |

【ポイント】

- 指定事業所（施設）ごとに、経理を区分するとともに、サービス種別ごとに会計を区分することが必要です。特に、多機能型事業所はそれぞれの事業ごとの会計を区分しているか注意してください。（児童発達支援と放課後等デイサービス、計画相談支援と障害児相談支援、居宅介護と移動支援等）
 人件費、事務的経費等の共通経費については、人員割合、面積割合等の合理的な方法により適切に按分してください。

| 2 掲示等 | | |
|-------|--|---------|
| 検査項目 | 具体的事例 | 該当サービス数 |
| 掲示等 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。 【都条例第 139 号第 41 条、都条例第 155 号第 35 条、第 92 条、厚労省令第 28 号第 23 条第 1 項、厚労省令第 29 号第 23 条第 1 項、区地活登録要綱第 36 条 他】 | 7 |

【ポイント】

- 事業者は、当該施設の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他福祉サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等により周知する必要があります。（必要な掲示物は、サービスの種類により異なります。）
 掲示が難しい場合は、閲覧用のファイル等を用意し、利用申込者等が手に取りやすい場所にファイルを立てる等の対応をしてください。
 運営規程、重要事項説明書等の内容を変更した場合は、掲示している資料も変更してください。

| 3 業務管理体制の整備 | | |
|-------------|-------|---------|
| 検査項目 | 具体的事例 | 該当サービス数 |

| | | |
|-----------|---|---|
| 業務管理体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出していない。 <p>【障害者総合支援法第 51 条の 2、第 51 条の 31、児童福祉法第 21 条の 5 の 26、第 24 条の 38、障害者総合支援法施行規則第 34 条の 28、第 34 条の 62、児童福祉法施行規則第 18 条の 38、第 25 条の 26 の 9 他】</p> | 5 |
|-----------|---|---|

【ポイント】

- 平成 24 年 4 月から、指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備と、その届出が義務付けられています。届出事項は設置する事業所等の数により異なります。
- 事業所の所在地に応じた届出先に、業務管理体制整備の届出をしてください。

| 4 給付費の額に係る通知（法定代理受領通知） | | |
|------------------------|--|---------|
| 検査項目 | 具体的事例 | 該当サービス数 |
| 給付費の額に係る通知等 | <ul style="list-style-type: none"> ・法定代理受領により区市町村から支給を受けた給付費等の額を利用者に通知していない。 ・給付費等を受領する前に、利用者に通知している。 <p>【都条例第 139 号第 29 条第 1 項、都条例第 155 号第 27 条第 1 項、厚労省令第 28 号第 14 条第 1 項、厚労省令第 29 号第 14 条第 1 項 他】</p> | 3 |

【ポイント】

- 代理受領方式により、利用者にかわり区市町村から給付費等の支給を受けた場合、区市町村名、サービス提供月、サービス内容、給付費名、受領日、受領金額および内訳を記載したお知らせ（法定代理受領通知）を利用者に通知してください。
- 法定代理受領通知は、実際に給付費を受領した日以降に発行してください。
- （4 月分を 5 月に請求し、6 月 15 日に受領した場合、4 月サービス提供分の法定代理受領通知は 6 月 15 日以降に発行することになります。）
- 地域生活支援事業（移動支援等）は対象外です。

| 5 虐待防止等の体制整備 | | |
|------------------------|---|---------|
| 検査項目 | 具体的事例 | 該当サービス数 |
| 利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・全従業員に対して、障害者虐待防止等に関する研修、虐待防止チェックリストを実施していない。 ・虐待防止の責任者や虐待防止のための委員会等の組 | 2 |

| | | |
|---|--|--|
| 備 | 織を設置していない。 ・虐待防止マニュアルを作成していない。 ・虐待防止啓発掲示物、虐待通報先等を掲示していない。 【虐待防止法第 15 条、都条例第 139 号第 3 条、都条例第 155 号第 3 条、厚労省令第 28 号第 19 条、厚労省令第 29 号第 19 条、区地活登録要綱第 11 条、障害者虐待の防止と対応の手引き 他】 | |
|---|--|--|

【ポイント】

障害福祉サービス事業等を行う者は、職員の研修の実施、利用者やその家族からの苦情解決のための体制整備、その他の障害者虐待の防止のための措置を講じなくてはなりません。

○具体的には、虐待防止のためにつぎのような体制整備が必要です。

- ・運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を定めること
- ・虐待防止責任者の設置
- ・虐待防止委員会を設置する等の体制整備（責任者一人だけではない複数名での対応をお願いします。）
- ・虐待防止マニュアルの整備
- ・虐待防止掲示物の作成と掲示
- ・全従業者を対象とした虐待防止研修、虐待防止チェックリストの実施（年 1 回以上）

研修の対象となる従業者は、指導員だけでなく事務担当、運転や給食調理等の業務を担う職員も含まれますのでご注意ください。なお、研修の内容や参加者、参加できない職員への対応等については、記録を残してください。

○虐待防止のための措置に関する事項、虐待防止責任者については、重要事項説明書にも記載し、利用者に周知してください。

虐待防止マニュアルには、障害者虐待の 5 類型（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）、虐待の通報義務、虐待通報先を記載してください。虐待の通報義務については、障害者が虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報義務があることを明記してください。

| 6 秘密保持、情報提供の事前同意 | | |
|------------------|---|---------|
| 検査項目 | 具体的事例 | 該当サービス数 |
| 秘密保持等 | ・従業者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持について必要な措置を講 | 2 |

| | | |
|--|--|--|
| | じていない。 ・他の障害福祉サービス事業者等に情報を提供する際に、利用者またはその家族から書面による同意を得ていない。 ・個人情報に記載された書類の裏面を、再利用している。 ・個人情報を含むファイルを施錠できる場所で管理していない。 【都条例第 139 号第 45 条、都条例第 155 号第 36 条、厚労省令第 28 号第 24 条、厚労省令第 29 号第 24 条、区地活登録要綱第 37 条 他】 | |
|--|--|--|

【ポイント】

事業者は、管理者・従業員が、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる必要があります。就業規則、雇用契約書または誓約書等において、従業員の秘密保持について明記する等、雇用時等に従業員にその旨を周知してください。その際、従業員等でなくなった後においても業務上知り得た秘密は保持すべきことに注意してください。

事業者が利用者の個人情報を、他の障害福祉サービス事業者等と共有するためには、あらかじめ文書で同意を得ておくことが必要です。家族の情報を共有する場合は、利用者だけでなく、家族代表者の同意も得ておく必要があります。

事業所内の個人情報ファイルは施錠管理するなど、個人情報の取扱いには十分注意してください。

ウ 実地指導において口頭で指導した事項について、具体的事例を挙げて紹介します。

| 1 内容および手続の説明および同意 | | |
|-------------------|--|---------|
| 検査項目 | 具体的事例 | 該当サービス数 |
| 重要事項説明書について | <ul style="list-style-type: none"> 重要事項説明書が、運営規程で定める内容と異なっている。 重要事項説明書に、利用申込者の支給決定区市町村の苦情窓口、東京都の窓口を記載していない。 重要事項説明書に虐待防止の体制、虐待防止責任者を記載していない。 重要事項説明書に第三者評価の概要(実施の有 | 34 |

| | | |
|---------|--|--|
| 契約書について | 無、直近の実施年月日、評価機関、開示状況等)を記載していない。 ・事業所の管理者名で契約を締結している。 ・契約の前に、重要事項を説明していない。 【都条例第 139 号第 16 条、都条例第 155 号第 13 条、厚労省令第 28 号第 5 条、厚労省令第 29 号第 5 条、区地活登録要綱第 12 条 他】 | |
|---------|--|--|

【ポイント】

重要事項説明書は、サービス提供の開始に際して、運営規程の概要等について、分かりやすく説明を行うためのものです。契約書を取り交わす前に、重要事項を説明してください。また、運営規程を変更する時は、重要事項説明書・契約書もあわせて変更してください。

- 重要事項説明書に記載する苦情窓口は、事業所対応窓口、利用申込者の支給決定区市町村の苦情窓口、東京都社会福祉協議会運営適正化委員会事務局の3か所の窓口を記載してください。

虐待防止のための措置に関する事項については、重要事項説明書にも記載し、利用者に周知してください。あわせて虐待防止責任者も記載してください。

重要事項を説明する際、利用者負担額、キャンセル料、交通費等利用者から受領する金額についても事前に説明し、同意を得てください。

契約は、事業所の管理者ではなく、原則、事業者(法人代表者)と利用者で行います。

| 2 運営規程 | | |
|--------|--|---------|
| 検査項目 | 具体的事例 | 該当サービス数 |
| 運営規程 | ・運営規程が、重要事項説明書で定める内容と異なっている。 ・運営規程に記載されている従業者の職種や員数、事業の主たる対象者および通常の事業の実施地域が実態と異なる。 【都条例第 139 号第 13 条、都条例第 155 号第 11 条、厚労省令第 28 号第 19 条、厚労省令第 29 号第 19 条、区地活登録要綱第 33 条 他】 | 28 |

【ポイント】

- 運営規程の概要等を記載したものが重要事項説明書であるため、内容に差異が生じないようにしてください。

従業者や事業内容に変更が生じた際は、運営規程を見直し、実態に即して改定して

ください。また、必要に応じて変更を届け出てください。

運営規程に定めておかなければならない事項は、サービス種別により異なる場合があるため、記載漏れがないように条例等で確認をしてください。

| 3 勤務体制の確保等 | | |
|------------|--|---------|
| 検査項目 | 具体的事例 | 該当サービス数 |
| 勤務体制の確保等 | <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約を締結していない従業者がいる。 ・従業者が研修に参加する機会を計画的に確保していない。 <p>【都条例第 139 号第 14 条、都条例第 155 号第 12 条、厚労省令第 28 号第 20 条、厚労省令第 29 号第 20 条、区地活登録要綱第 34 条 他】</p> | 13 |

【ポイント】

事業者は、雇用契約その他の契約により当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者によってサービスを提供しなければなりません。

- 代表取締役についても、管理者、サービス提供責任者等として勤務している場合は、事業所の従業者としての雇用契約等を取り交わしてください。
- 事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を確保しなければなりません。事業所内の研修は計画的に実施し、研修内容等を記録に残してください。外部の研修機関が実施する研修も積極的に活用してください。

| 4 変更の届出等 | | |
|----------|---|---------|
| 検査項目 | 具体的事例 | 該当サービス数 |
| 変更の届出 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称、所在地その他厚生労働省令等で定める事項（平面図、管理者、サービス提供責任者、運営規程等）に変更があった際、届出をしていない。 <p>【障害者総合支援法第 46 条、児童福祉法第 21 条の 5 の 20、区地活登録要領第 5 条 他】</p> | 6 |
| 事業開始届の提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業を開始したときに、事業開始届を都知事に提出していない。 ・経営者（法人）の変更の届出をしていない。 <p>【障害者総合支援法第 79 条第 2 項・第 3 項 他】</p> | |

【ポイント】

- 事業者は、厚生労働省令等で定める事項に変更があったときは、10 日以内にその旨

を届け出てください。

事業開始届は、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業等を開始しようとするときに、事業の種類および内容、経営者の氏名および住所、職員の定数および職務の内容等、厚生労働省令で定める事項を事業所の住所地の都道府県知事に届け出てください。また、事業開始後、これらの事項に変更があったときは、変更の日から1月以内に、その旨を都道府県知事に届け出てください。

変更届等を提出する際は、届出書一式を複写し、事業所に保管しておいてください。後日確認する時や、つぎに変更届を提出する際の参考となります。

表の「具体的事例」での指導根拠となる法令等の正式名称は以下のとおりです。

| 略称 | 正式名称 |
|---------------------|--|
| 都条例第 139 号 | 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年東京都条例第 139 号) |
| 都条例第 155 号 | 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年東京都条例第 155 号) |
| 厚労省令第 28 号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号) |
| 厚労省令第 29 号 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 29 号) |
| 区地活登録要綱 | 練馬区地域生活支援事業の事業者登録基準に関する要綱 (平成 20 年 7 月 31 日 20 練福障第 10330 号) |
| 虐待防止法 | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年法律第 79 号) |
| 障害者虐待の防止 と対応の手引き | 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(平成 30 年 6 月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室) |
| 障害者総合支援法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) |
| 障害者総合支援法 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成 18 年厚生労働省令第 19 号) |
| 区地活登録要領 | 練馬区地域生活支援事業実施事業者登録要領 (平成 20 年 3 月 11 日 19 練福障第 11165 号) |

3 保育サービスの指導検査

(1) 令和2年度指導検査の基本方針・重点項目

令和2年度の指導検査の基本方針・重点項目は以下のとおりです。

令和2年度 練馬区保育サービス指導検査実施方針・実施計画（抜粋）

1 (省略)

2 基本方針

平成27年4月に子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)が施行されたことにより、特定教育・保育施設(保育所)および特定地域型保育事業者指導検査の権限が区市町村に付与された。また、同年4月の児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正により、家庭的保育事業者等に対する指導検査の権限が都道府県から移管された。その後、子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月から特定子ども・子育て支援施設等(認可外保育施設等)に対する指導検査の権限が区市町村に新たに付与された。

このことを踏まえ、練馬区が行う特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者および特定子ども・子育て支援施設(以下「保育所等」という。)に対する指導検査は、練馬区特定教育・保育および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年10月練馬区条例第45号)、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例(平成26年10月練馬区条例第44号)のほか、児童福祉法等の関係法令に照らし適正に実施されているかどうかを個別に明らかにし、保育所等の適正かつ円滑な運営の確保ならびに施設型給付費(委託費)、地域型保育給付費等の適正化を図ることに主眼を置いて実施する。また、重大な法令違反、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、保育所等の社会的使命に対する信頼の維持および確保ならびに利用者保護に主眼を置いて、随時に特別指導監査を実施する。

加えて、現在保育士不足が深刻な中、職員の確保・処遇改善施策の実施状況について、重点的に確認していく。

これらの指導検査の実施に当たっては、特定教育・保育施設および特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行う東京都と密接に連携を図り、それぞれの権限、役割を効果的、効率的に行使できるようにする。特に、特定子ども・子育て支援施設等については新たに指導検査の対象となることから、相互に連携して対応する。

また、事業所管課であることも家庭部保育課と密接に連携を図り、より効果的・効率的な指導検査の実施をしていく。

3 指導検査の重点項目

(1) 運営関係

ア 職員の確保および処遇

| |
|--|
| <p>(ア) 職員配置基準に定める職員の員数および資格を満たしているか。</p> <p>(イ) 雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。</p> <p>(ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に実施されているか。</p> <p>イ 安全対策の徹底</p> <p>(ア) 児童の年齢区分別に基準面積が確保されているか。</p> <p>(イ) 消防計画に基づく防火設備の配備、避難訓練等の防災対策が徹底されているか。</p> <p>ウ 連携施設の確保【特定地域型保育事業者のみ】(平成27年4月1日から10年の経過措置有)</p> <p>(ア) 連携施設から、保育の適切な提供に必要な相談および助言その他の保育の内容に関する支援を受けているか。</p> <p>(2) 保育内容関係</p> <p>ア 保育所保育指針の徹底</p> <p>(ア) 子どもの人権に配慮した適切な保育が行われているか。</p> <p>(イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画および指導計画の編成等がなされているか。</p> <p>イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底</p> <p>(ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。</p> <p>(イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。</p> <p>ウ 安全対策の徹底</p> <p>(ア) 乳幼児突然死症候群の予防が徹底されているか。</p> <p>(イ) 事故防止および事故発生時の対応等が適正に行われているか。</p> <p>(ウ) 保育にあたる職員は適正に配置されているか。</p> <p>(エ) 食中毒・感染症(特にインフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス)予防対策が徹底されているか。</p> <p>(3) 会計関係</p> <p>ア 人件費が適切に執行されているか。</p> <p>イ 物品購入等に伴う契約書が作成されているか。</p> <p>ウ 資金管理が適正に行われているか。</p> <p>エ 適切な会計処理が行われているか。</p> <p>オ 施設型給付費(委託費)、地域型保育給付費その他補助金等を適切に請求し、正しい使途に使っているか。</p> <p>カ 利用者負担金の取扱いが適切か。</p> <p>4・5(省略)</p> |
|--|

(2) 令和2年度一般指導検査数
58施設(262施設中)

(3) 令和2年度指導検査の実施結果まとめ

ア 指導検査の実施結果

保育サービスについては、全体の22%に当たる58施設に対して一般指導検査を行いました。また、1施設に対して特別指導検査を行いました。集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、1回中止となりました。実施した2回は、Web会議システムを併用して行いました。

(ア) 一般指導検査

| 年度 | 種別 | 対象数 (a) | 実地指導数 (b) | 実地指導実施率 (b/a) |
|-----|----------------|------------|--------------|------------------|
| 2年度 | 特定教育・保育施設 | 121施設 | 36施設 | 30% |
| | 特定地域型保育事業 | 105施設 | 22施設 | 21% |
| | 特定子ども・子育て支援施設等 | 36施設 | 0施設 | 0% |
| 元年度 | 特定教育・保育施設 | 105施設 | 43施設 | 41% |
| | 特定地域型保育事業 | 113施設 | 55施設 | 49% |

(イ) 集団指導

| 年度 | 回数 | 対象事業 | 参加者数 |
|-----|-------------|---|-------|
| 2年度 | 1回目 | 特定教育・保育施設 新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず、資料を配布 | |
| | 2回目 | 小規模保育施設・事業所内保育施設 | 47事業者 |
| | 3回目 | 家庭的保育事業者 | 51事業者 |
| 元年度 | 1回目 | 特定教育・保育施設 | 90事業者 |
| | 2回目 (中止) | 小規模保育施設 新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず、資料を配布 | |
| | 3回目 (中止) | 家庭的保育事業者 新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず、資料を配布 | |

イ 指摘種別

一般指導検査を実施した58施設のうち、文書指摘を行ったのは32施設、文書指摘の件数は62件でした。文書指摘を行った施設については、おおむね30日以内に改善状況報告書の提出を求め、文書により改善状況を確認しています。

また、51施設に対して149件(1施設平均約3件)の口頭指導を行いました。口頭指導に対しては、文書での改善状況報告は求めませんが、改善を図る

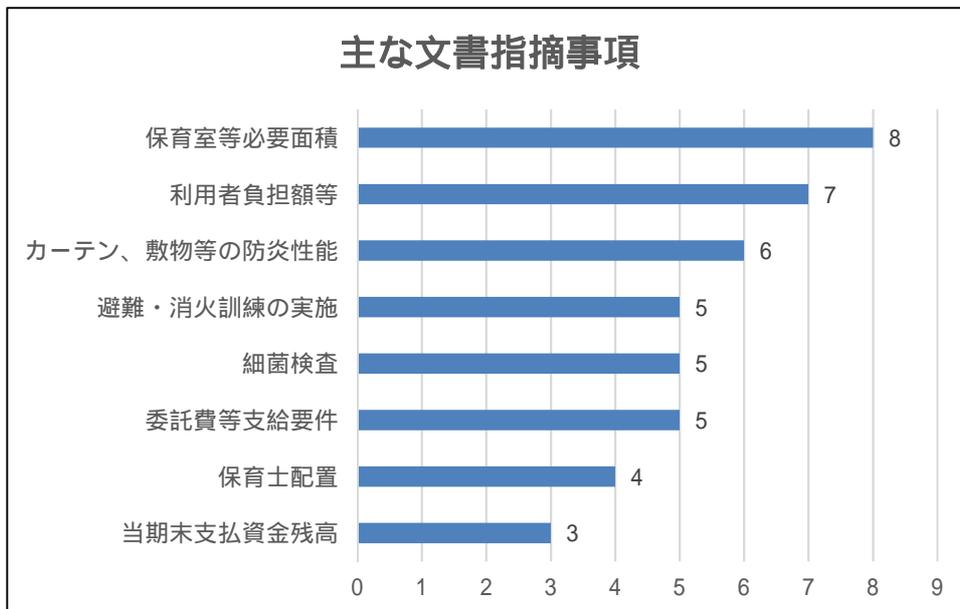
よう伝え、つぎの指導検査等で確認します。

| 年度 | 種別 | 実地検査 実施数 | 文書指摘 | | 口頭指導 | |
|-----|-----------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 施設数 | 指摘件数 | 施設数 | 指導件数 |
| 2年度 | 特定教育・保育施設 | 36 施設 | 22 施設 | 42 件 | 32 施設 | 90 件 |
| | 特定地域型保育事業 | 22 施設 | 10 施設 | 20 件 | 19 施設 | 59 件 |
| 元年度 | 特定教育・保育施設 | 43 施設 | 28 施設 | 45 件 | 39 施設 | 142 件 |
| | 特定地域型保育事業 | 55 施設 | 39 施設 | 107 件 | 37 施設 | 191 件 |

(4) 一般指導検査での主な文書指摘事項

ア 主な文書指摘内容

一般指導検査後に文書指摘を行った 32 施設（62 件）のうち、主な文書指摘事項はつぎのとおりです。



イ 一般指導検査での主な文書指摘事項について、具体的事例を挙げて紹介します。

| 建物設備の状況 | | |
|-----------------------|--|-------|
| 検査事項 | 具体的事例 | 該当施設数 |
| 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。 | ・認可時にはない棚等が増設されていたため、在籍児童に見合う必要面積を下回っている。 【都条例第 41 条、附則第 2 項】 | 8 |

【ポイント】

○各クラスにおいて、年齢ごとに算出した必要面積を上回る必要があります。異年齢児による合同保育を実施している場合も同様です。

ロッカー、棚、ピアノ等は、可動式であっても常設のものは有効面積に含めることはできません。認可された後にこれらを設置する場合には、その分の面積を除いた有効面積を確保してください。

| 利用者負担 | | |
|---------------|--|-------|
| 検査事項 | 具体的事例 | 該当施設数 |
| 内容および徴収額は適正か。 | ・利用者負担について内容および徴収額が適正でない。 【特定教育・保育施設等基準条例第 13 条第 3 項～第 6 項、第 43 条第 3 項～第 6 項】 | 7 |

【ポイント】

○利用者負担（上乘せ徴収、実費徴収）を求める際は、あらかじめ、保護者に当該費用の用途および額ならびに支払を求める理由について、書面で明らかにするとともに、保護者に対して説明し、同意を得ることが必要です。

利用者負担の額は、上乘せ徴収は保育に要する費用と公定価格の差額、実費徴収は実際の便宜の提供に要する費用の額です。

| 防火対策 | | |
|-----------------------|---|-------|
| 検査事項 | 具体的事例 | 該当施設数 |
| カーテン、敷物等は防火性能を有しているか。 | ・カーテン、敷物等が防火性能を有していない。 【家庭的保育事業等基準条例第 28 条第 7 項ク、第 43 条第 8 項ク、都規則第 14 条第 8 号、消防法第 8 条の 3、消防法施行令第 4 条の 3、消防法施行規則第 4 条の 3】 | 6 |

【ポイント】

○施設のカーテン、敷物等で可燃性の物については、防火処理が施されたものを使用しなければなりません。布類だけでなく、ジョイントマット等も防火性能を有していることが必要です。

| 防災訓練等 | | |
|-------|-------|-------|
| 検査事項 | 具体的事例 | 該当施設数 |

| | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。 | ・避難および消火訓練を実施していない月がある。 【家庭的保育事業等基準条例第7条、都条例第20条第2項、都規則第5条、消防法第8条、消防法施行規則第3条の2第2項】 | 5 |
|-------------------------------------|---|---|

【ポイント】

- 避難訓練・消火訓練の双方を月1回以上実施しなければなりません。
図上訓練は、避難訓練に当たりません。必ず、避難行動を伴う訓練を行ってください。
- 消火器の場所等の確認は、消火訓練には当たりません。
不審者訓練は、非常災害に対する訓練となりません。これとは別に避難訓練を行ってください。

| 衛生管理 | | |
|-----------------|--|-------|
| 検査事項 | 具体的事例 | 該当施設数 |
| 細菌検査を適切に行っているか。 | ・雇入れ時または月1回以上の細菌検査を行っていない職員がいる。 【家庭的保育事業等基準条例第17条、都条例第14条、雇児総発第36号通知、社援施第65号通知、社援施第97号通知】 | 5 |

【ポイント】

- 特定教育・保育施設においては調理従事者および調乳担当者について、特定地域型保育事業においては全職員について、雇入れ時、配置換え時および月1回以上の細菌検査を実施し、検査結果を確認した上で、調理・調乳業務または保育に従事させなければなりません。
雇入れ時、配置換え時においては、業務に従事する日の前1か月以内の検査結果により、確認することが必要です。
月1回以上の細菌検査は、毎月、検査結果を受け、確認していることが必要です。

| 委託費・給付費 | | |
|-------------|---|-------|
| 検査事項 | 具体的事例 | 該当施設数 |
| 要件を満たしているか。 | ・施設長または管理者の要件を満たしていない。 【留意事項通知別紙2、別紙6】 | 5 |

【ポイント】

- 特定教育・保育施設における施設長または特定地域型保育施設における管理者は、児童福祉事業等に2年以上従事した者等で、常時実際にその施設または事業所の運営管理の業務に専従し、かつ委託費または給付費からの給与支給がある者でなければなりません。そのため、施設長または管理者は、保育に従事することはできず、シフトに入ることはできません。

| 保育士の配置 | | |
|-----------------|---|-------|
| 検査事項 | 具体的事例 | 該当施設数 |
| 保育士を適正に配置しているか。 | ・保育士を常時2人以上配置していない。 【家庭的保育事業等基準条例第29条、第31条、第44条、附則第7項、都条例第43条、都規則第16条、附則第5項、第11項～第14項】 | 4 |

【ポイント】

- 特定教育・保育施設、小規模保育事業A型・B型および事業所内保育事業においては、開所時間中に配置される保育士の数は、2人を下回ることができません。保育士配置の特例として、児童の年齢別配置基準により算定した職員数が1人になる時間帯は、常勤保育士を1人とすることが出来ます。しかしこの場合、常勤保育士1人に加え、「知事が認める者」などを1人以上配置する必要があります。
- 特定教育・保育施設に「知事が認める者」を配置する場合、当該施設に確認書を備え付けておくことが必要になります。

| 当期末支払資金残高 | | |
|-------------------------------|---|-------|
| 検査事項 | 具体的事例 | 該当施設数 |
| 当期末支払資金残高が委託費収入の30%以下となっているか。 | ・当期末支払資金残高が委託費収入の30%以下となっていない。 【経理等通知3、経理等運用通知問20・問21】 | 3 |

【ポイント】

- 当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものです。過大な保有を防止する観点から、委託費収入の30%を超えて保有することはできません。

(5) 令和2年度特別指導検査

施設等が条例や関係法令等に違反するなど、その運営が著しく適正を欠くために施設等の運営に重大な支障を及ぼしているおそれがある場合や、度重なる一般指導検査によっても改善の措置が認められない場合などに、特別指導検査を実施します。

特別指導検査の結果、児童福祉法および子ども・子育て支援法の基準に達しないときは、それぞれの法に基づく改善勧告や改善命令などを行います。

令和2年度は、小規模保育事業の1施設に対し、特別指導検査を実施しました。

検査の概要は、以下のとおりです。

| 種 別 | 小規模保育事業 |
|---------------|--|
| 特別指導検査実施までの経緯 | 平成29年度以降、毎年度一般指導検査を実施し、繰り返し同じ指導を行ってきた。指導後は一時的に改善が図られるが、つぎの一般指導検査では同じ違反事項が認められるため、令和2年度、一般指導検査を実施後に特別指導検査を実施した。 |
| 違反事項 | ・カーテン、敷物等が防災性能を有していない。 【家庭的保育事業等基準条例第28条第7号ク、消防法第8条の3、消防法施行令第4条の3、消防法施行規則第4条の3】 |
| | ・月1回以上の細菌検査を行っていない職員がいる。 【家庭的保育事業等基準条例第17条、社援施第65号通知、社援施第97号通知】 |

表の「具体的事例」での指導根拠となる法令等の正式名称は以下のとおりです。

| 略称 | 正式名称 |
|----------------|---|
| 家庭的保育事業等基準条例 | 練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例(平成26年10月練馬区条例第44号) |
| 特定教育・保育施設等基準条例 | 練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年10月練馬区条例第45号) |
| 都条例 | 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第43号) |
| 都規則 | 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第47号) |
| 労働安全衛生法 | 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) |
| 消防法 | 消防法(昭和23年法律第186号) |
| 消防法施行令 | 消防法施行令(昭和36年政令第37号) |
| 消防法施行規則 | 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号) |

| | |
|------------|---|
| 雇児総発第36号通知 | 「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」(平成13年8月1日雇児総発第36号) |
| 社援施第65号通知 | 「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日社援施第65号) |
| 社援施第97号通知 | 「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」(平成8年6月18日社援施第97号通知) |
| 留意事項通知 | 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日府子本第571号) |
| 経理等通知 | 平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」 |
| 経理等運用通知 | 平成27年9月3日府子本第256号・雇児発0903第2号「「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について」 |

4 介護サービスの指導

(1) 令和2年度指導の基本方針・重点項目

令和2年度介護サービス事業者等指導実施方針（抜粋）

1 （省略）

2 指導基本方針

指導は、指定介護サービス事業者等に対し、厚生労働省令、都道府県の条例ならびに区市町村の条例で定める基準および介護給付等対象サービスの取扱いならびに介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、健全な事業者育成を主眼として、介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化の運用指針（老指発 0529 第1号）を踏まえた集団指導および実地指導の方法により実施する。

3～5 （省略）

6 指導の重点事項

集団指導

ア 令和2年度の実地指導において指摘の多かった事項について分析を行い、注意喚起を図り、介護保険制度の理解やサービスの質の向上を促す。

イ ケアプラン調査の結果と内容をまとめ、指定居宅介護支援事業者の集団指導の場において説明することにより、ケアマネジメントの手順およびケアプラン作成のノウハウを広く提供する。

ウ 国の重点項目に基づき、法令等の遵守は事業者の当然の責務であり、確実に遵守すべきこと、仮に法令違反が発覚した場合には、監査・処分等の対象となることについて周知する。

実地指導

令和元年度の実地指導を総括した結果、指摘の多かった事項を重点的に指導を実施する。

ア 人員基準

人員基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。

イ 運営基準

(ア) 利用者に対してアセスメントやモニタリングを適切に実施し、または、サービス担当者会議などを通じて、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接に連携し、利用者の心身の状況や意向などサービス提供にあたって必要な情報を把握しているか。

(イ) 個別サービス計画の作成、見直し、記録等が個々の実態に即して処理されてい

るか。

- (ウ) 利用者毎の個別サービス計画に基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について理解しているか。
- (エ) 居宅サービス計画または個別サービス計画に位置づけのないサービスを提供していないか。
- (オ) 身体的拘束の廃止・高齢者虐待の防止に向けた取り組みがなされているか。
- (カ) 利用者の家族から個人情報の利用の同意を得ているか。
- (キ) 月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。
- (ク) 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明を行い、文書を交付し、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ているか。

ウ 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

特に各種加算等については、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別サービス計画に基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているか。

7・8 (省略)

(2) 令和2年度実地指導数

76事業所 (実地指導対象：759事業所)

(3) 令和2年度指導の実施結果まとめ

ア 実施結果

(ア) 実地指導

| 年度 | 実地指導対象数 (a) | 実地指導数 (b) | 実地指導実施率 (b / a) |
|-----|---------------|-------------|-------------------|
| 2年度 | 759事業所 | 76事業所 | 10% |

(イ) 集団指導

| 年度 | 回数 | 対象サービス |
|-----|-----------|---|
| 2年度 | 資料掲載方式で実施 | 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援 |

イ 指摘種別

実地指導を実施した76事業所のうち、文書指摘を行ったのは35事業所、文書指摘の件数は82件でした。文書指摘を行った事業所については、おおむね30日以内に改善状況報告書の提出を求め、文書により改善状況を確認しています。

また56事業所に対して100件の口頭指導を行いました。口頭指導に対しては、文書での改善状況報告は求めませんが、改善を図るよう伝え、つぎの実地指導等で確認します。

| 年度 | 実地指導数 | 文書指摘 | | 口頭指導 | |
|-----|-------|----------|------|----------|------|
| | | 指摘した事業所数 | 指摘件数 | 指導した事業所数 | 指導件数 |
| 2年度 | 76事業所 | 35事業所 | 82件 | 56事業所 | 100件 |

ウ サービス別内訳

サービス別の区内事業所数および実地指導数はつぎのとおりです。

| サービス名称 | 事業所数 | | 実地指導数 |
|------------------|--------|---------|-------|
| | 区内事業所数 | 実地指導対象数 | 2年度 |
| 訪問介護 | 201 | 201 | 24 |
| 訪問入浴介護 | 8 | 0 | |
| 訪問看護 | 69 | 0 | |
| 訪問リハビリテーション | 13 | 0 | |
| 通所介護 | 77 | 77 | 0 |
| 通所リハビリテーション | 21 | 13 | 0 |
| 短期入所生活介護 | 36 | 13 | 0 |
| 短期入所療養介護 | 16 | 0 | |
| 特定施設入居者生活介護 | 65 | 0 | |
| 福祉用具貸与 | 42 | 0 | |
| 特定福祉用具販売 | 44 | 0 | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 6 | 6 | 2 |
| 夜間対応型訪問介護 | 2 | 2 | 1 |
| 地域密着型通所介護 | 114 | 114 | 0 |
| 認知症対応型通所介護 | 15 | 15 | |
| 小規模多機能型居宅介護 | 16 | 16 | 0 |

| | | | |
|---------------|------|-----|----|
| 認知症対応型共同生活介護 | 34 | 34 | 1 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 3 | 3 | 1 |
| 居宅介護支援 | 213 | 213 | 46 |
| 介護老人福祉施設 | 31 | 13 | 0 |
| 介護老人保健施設 | 14 | 14 | 1 |
| 介護療養型医療施設 | 1 | 0 | |
| 介護予防支援 | 25 | 25 | 0 |
| 合 計 | 1066 | 759 | 76 |

印について、実地指導の対象は、区が所轄する社会福祉法人が運営する事業所等

事業所数は令和2年4月1日現在

区が実地指導の対象としていないサービスは、都が実地指導を行う。

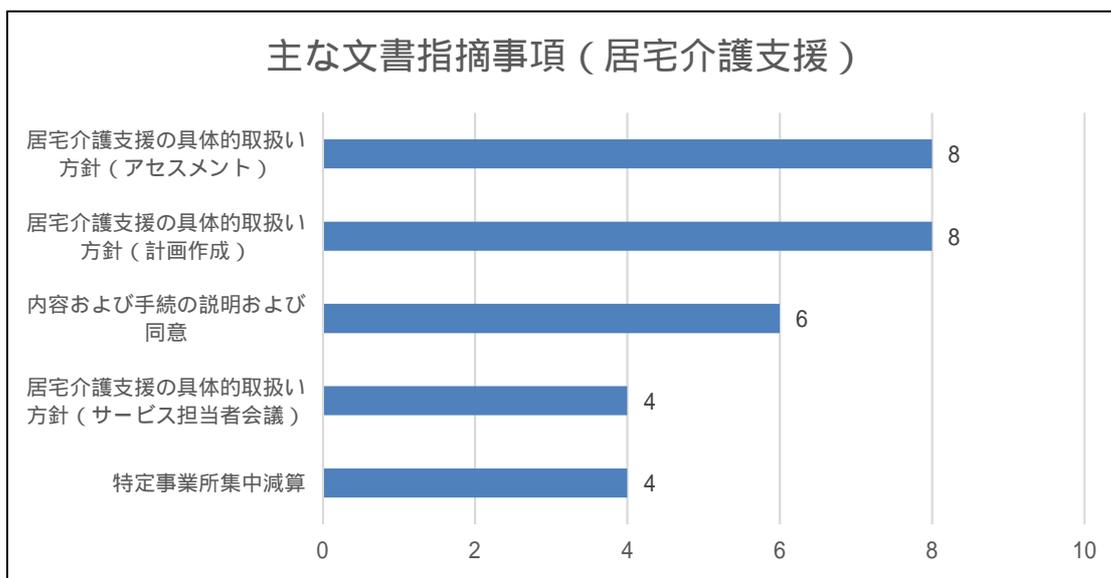
(4) 実地指導での主な指摘事項

実地指導での主な文書指摘事項について紹介します。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からサービス種別を限定して実地指導を実施したため、居宅介護支援および訪問介護の指摘事項のみ、具体的事例を挙げて紹介します。

ア 居宅介護支援

・主な文書指摘事項



・ 具体的事例

| 運営基準 | | |
|-------------------------|---|--------|
| 点検項目 | 具体的事例 | 該当事業所数 |
| 居宅介護支援の具体的取扱い方針（アセスメント） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題分析標準項目の一部の課題を把握していない。 【区条例第 21 条第 4 号.6 号、区方針第 3 の 3 の(11)の . . .、告示別表イ注 2、留意事項第 3 の 6 (2)】 | 8 |

【ポイント】

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、当該利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のおかれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握しなければなりません。

課題分析は、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければなりません。国から示されている課題分析標準項目について、適切に状況を把握してください。

課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して行ってください。居宅サービス計画の新規作成およびその変更にあたって、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接していない場合は、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで運営基準減算の対象となります。また、運営基準減算が適用された場合、初回加算は算定できません。

| 運営基準 | | |
|--------------------------------|---|--------|
| 点検項目 | 具体的事例 | 該当事業所数 |
| 居宅介護支援の具体的取扱い方針（居宅介護サービス計画の作成） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画のサービスの内容に誤記載が散見された。 【区条例第 21 条第 7 号.第 32 条第 2 項、区方針第 3 の 3 の(11)の 】 | 8 |

【ポイント】

介護支援専門員は当該利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の課題、提供されるサービスの目標およびその達成時期、当該サービスの種類、内容および利用料ならびに当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成することとされています。

居宅サービス計画原案は記載漏れのないよう注意してください。

また、居宅サービス計画の各帳票は整合性の取れたものを作成してください。
ケアマネジメントのプロセスを踏まえ、自立支援に資する適切な居宅サービス計画原案を作成してください。

| 運営基準 | | |
|-----------------|---|--------|
| 点検項目 | 具体的事例 | 該当事業所数 |
| 内容および手続の説明および同意 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が「複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」こと、「居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる」ことについて説明を行い、理解を得たことについて利用申込者から理解を得たことが確認できない。 <p>【区条例第 11 条第 2 項、区方針第 3 の 3 の(4)】 【告示別表イ注 2、留意事項第 3 の 6 (1)】</p> | 6 |

【ポイント】

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービス選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければなりません。

居宅サービス計画の作成に当たって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について、十分説明してください。なお、この内容を説明するに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて確認してください。

平成 30 年 4 月以降の契約者に対して、文書を交付して説明を行っていない場合は、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで運営基準減算となります。

また、運営基準減算が適用された場合、初回加算は算定できません。

| 運営基準 | | |
|----------------------------|--|--------|
| 点検項目 | 具体的事例 | 該当事業所数 |
| 居宅介護支援の具体的取扱い方針(サービス担当者会議) | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画の変更の際に、担当者の専門的な見地からの意見を求めている。 ・サービス担当者会議の開催において、居宅サービス計画原案に位置付けているサービス事業所の一部を招集または照会していない。 | 4 |

| | | |
|--|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画原案を作成する前に、サービス担当者会議を開催している。 ・サービス担当者会議について記録されていない。 <p>【区条例第 21 条第 8 号、区方針第 3 の 3 の(11)の 】</p> <p>【告示別表イ注 2、留意事項第 3 の 6 (2) .(3)】</p> | |
|--|---|--|

【ポイント】

介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めることとされています。なお、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができます。

サービス担当者会議を開催する際は、居宅サービス計画原案に位置付けている全てのサービス事業所の担当者を招集または照会してください。

サービス担当者会議の要点または担当者への照会内容について記録し、当該記録は 2 年間保存してください。

なお、計画の軽微な変更と判断し、サービス担当者会議を開催しない場合も、その経緯を記録してください。

居宅サービス計画の新規作成およびその変更に当たって、指定居宅介護支援の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで運営基準減算の対象となります。

また、運営基準減算が適用された場合、初回加算は算定できません。

| 算定基準 | | |
|-----------|---|--------|
| 点検項目 | 具体的事例 | 該当事業所数 |
| 特定事業所集中減算 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所集中減算に係る書類を作成していない。 ・算定の結果 80%を超えているにもかかわらず、区に届出書を提出していない。 <p>【告示別表イ注 6、留意事項第 3 の 10】</p> | 4 |

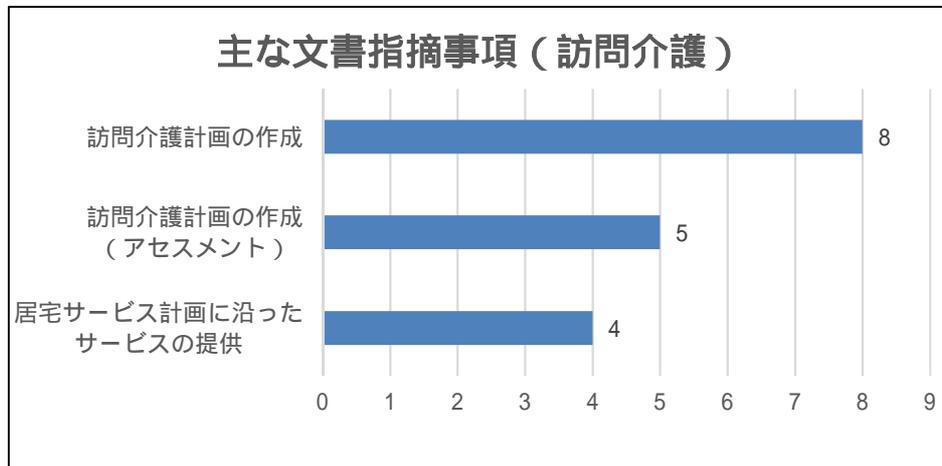
【ポイント】

指定居宅介護支援事業所は、毎年度 2 回、特定事業所集中減算に係る必要な事項を記載した書類を作成することとされています。前 6 月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与または地域密着型通所介護の提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合を算定してください。算定の結果 80%を超えた場合については当該書類を区に提出してください。区が審査し、「正当な理由」に該当しないと判断した場合は、特定事業所集中減算の対象となります。

80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存してください。

イ 訪問介護

・主な文書指摘事項



・具体的事例

| 運営基準 | | |
|-----------|---|--------|
| 点検項目 | 具体的事例 | 該当事業所数 |
| 訪問介護計画の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画に位置付けのあるサービスを訪問介護計画に位置付けていない。 ・ 訪問介護計画に具体的な指定訪問介護の内容等が記載されていない。 ・ 訪問介護計画に、サービスの所要時間が記載されていない。 <p style="text-align: center;">【都条例第28条第1項、都要領第3の1の3の(18)の】</p> | 8 |

【ポイント】

○サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問介護の内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければなりません。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画に沿って作成してください。訪問介護計画には、援助の方向性や目標、担当する訪問介護員等の氏名、提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明記してください。

| 運営基準 | | |
|-------------------|--|--------|
| 点検項目 | 具体的事例 | 該当事業所数 |
| 訪問介護計画の作成(アセスメント) | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画を作成する際、アセスメントを実施していない、またはアセスメントの記録がない。 ・利用者の日常生活全般の状況等についての把握が不十分。 <p>【都条例第 28 条第 1 項、都要領第 3 の 1 の 3 の (18) の】</p> | 5 |

【ポイント】

訪問介護は介護支援専門員の行ったアセスメントに加え、訪問介護サービスを提供する立場に必要な状況を把握するためにアセスメントを行う必要があります。

アセスメントを行った際は、必ず記録し、保管してください。変化がない場合でも、変化がない旨をアセスメントの結果として記録に残してください。

アセスメントでは、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にしてください。

| 運営基準 | | |
|---------------------|--|--------|
| 点検項目 | 具体的事例 | 該当事業所数 |
| 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画に位置付けのない指定訪問介護を提供している。 <p>【都条例第 20 条】</p> | 4 |

【ポイント】

指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければなりません。

居宅サービス計画、訪問介護計画および実際に提供する訪問介護の内容が整合しているか、確認してください。

表の「具体的事例」での根拠となる法令等の正式名称は以下のとおりです。

| 略称 | 正式名称 |
|-------|--|
| 介護保険法 | 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) |
| 区条例 | 練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等の基準に関する条例(平成 30 年練馬区条例第 20 号) |
| 区規則 | 練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準に関する条例施行規則(平成 30 年練馬区規則第 41 号) |
| 区方針 | 練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準に関する条例実施方 |

| | |
|------|--|
| | 針（平成 30 年 3 月 30 日 29 練福介第 7358 号） |
| 告示 | 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号） |
| 留意事項 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号） |
| 都条例 | 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号） |
| 都要領 | 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成 25 年 3 月 29 日 24 福保高介第 1882 号） |

5 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 検査開始時期の延期

発出された以下の事務連絡の趣旨を踏まえ、指導検査の開始時期を9月に延期しました。その結果、一部の施設・サービス指導検査について、中止もしくは令和3年度に延期としました。

- ・「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その2)」(令和2年4月14日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の柔軟な対応について(令和2年6月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室事務連絡)」
- ・「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う介護保険施設等に対する指導監督及び介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督の延期について(令和2年5月7日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡)」

(2) 感染拡大防止対策

実地検査に際し、

- ・検温、健康観察
- ・マスクの着用
- ・手指消毒
- ・消毒済みスリッパの持参
- ・検査員の人数削減
- ・検査時間短縮
- ・換気およびスペース確保の協力依頼 等を行いました。

(3) 集団指導および説明会

DVDの作成・配付やWeb会議システム等を併用する等、従来の講習形式以外の方法で実施しました。(詳細については、各検査の実施結果まとめに記載)

第3 資料編

○ 練馬区社会福祉法人指導監査実施要領

1 趣 旨

この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 用 語

- （1）この要領で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、国要綱において使用する用語の例による。
- （2）この要領において、実地検査とは、一般監査または特別監査において、法人の主たる事務所または当該法人が経営する施設・事業所（以下「事務所等」という。）に立ち入り、その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿、書類その他の検査を行うことをいう。

3 調査書等の提出

指導監査に必要な監査項目を掲げた「社会福祉法人調査書」（法人の自己点検項目を含む。）を作成・送付し、毎年度区が指定する期限までに、調査書および関係資料の提出を求めることができる。

4 指導監査に係る基準等

指導監査の確認事項や着眼点、指摘基準等は、国要綱別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

5 一般監査の実施

- （1）一般監査は、監査の対象となる法人の事務所等実地において、関係者からの事前提出書類や事務所等で保管している関係書類を基に説明を求め面談方式で行うことを基本とする。
- （2）一般監査における実地検査は、原則として1日で実施する。なお、実地検査の実施場所に当該法人が経営する施設等が所在する場合は、原則として当該施設等の検査も同日に実施するものとする。
- （3）一般監査の実施に当たっては、実地検査の日の前までに到達するよう、あらかじめ

め次に掲げる事項を文書により当該法人に通知する。

ただし、法人または当該法人が経営する施設等において、重大な問題が発生した場合または苦情・通報、現況報告書等の確認の結果からその疑いがあるなどの理由により、あらかじめ通知すると当該法人または施設等の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、一般監査の開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

一般監査の根拠規定

一般監査の日時

検査員の氏名

準備すべき書類等

- (4) 一般監査においては、原則として係長級以上の職にある者を加えた職員2名以上の検査員により実施する。
- (5) 実地検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、当該法人が経営する施設等の指定、認可等の所管課や、施設等が所在する区域の行政庁の職員、法人関係者に対し、実地検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行う。
- (6) 実地検査において法人と指導の内容に関する認識を共有するために、検査員相互で調整を行った上で、実地検査における指導事項を記載した書面(以下「実地検査指導事項票」という。)を作成し、法人に写しを交付する。

なお、法人に対し監査結果を通知するまでの間に、指導事項の追加または変更が生じた場合は、実地検査指導事項票を差し替えることとする。

- (7) 実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示する。

ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

6 一般監査の結果および改善状況の報告等

- (1) 検査員は、実地検査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で福祉部長へ復命する。
- (2) 検査員は、前項の検討結果に基づき、監査結果を当該法人理事長宛文書で通知する。この場合、「ガイドライン」に定める文書指摘事項が認められるときは、問題点および改善方法等を具体的に通知する。
- (3) 一般監査をより効果的なものとするため、(1)の復命および(2)の結果通知は、実地検査終了後速やかに行う。
- (4) 一般監査結果の文書指摘事項については、法人理事長に対し、改善状況報告書の提出を求め、その改善内容を確認する。なお、改善状況報告書等の提出期日については、(2)の結果通知到達日から30日以内とする。
- (5) 改善内容の確認に当たっては、改善状況報告書の提出時に、改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状

況の確認のため、法人の事務所等実地において調査を行うものとする。

- (6) (5)により改善内容を精査した結果、改善の措置が認められたときまたは改善中ではあるが措置が講じられる見込みがあるものと判断したときは、当該監査を終結する。なお、終結時において改善中の事項については、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。

7 特別監査の実施

- (1) 特別監査は、実地検査を行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法や当該法人の役員、職員等に対し出頭を求め質問するなど、効率的・効果的な方法を適宜用いて、実施するものとする。
- (2) 特別監査は、次に掲げるいずれかに該当する場合に実施する。
 - ア 度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないとき
 - イ 運営等に重大な問題や不祥事の発生が確認されたとき
- (3) 特別監査は、検査の目的・効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、苦情・通報等の情報や一般監査において確認した情報等から疑われる、運営上の不正または著しい不当行為の事実関係を的確に把握できるまで、継続的に実施する。
- (4) 特別監査の実施の通知は、一般監査に準じて行う。
- (5) 検査体制は、原則として指導検査担当課長を加えた職員3名以上の検査員により実施する。
- (6) 実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示する。ただし、状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。
- (7) 特別監査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、当該法人の施設等の指定、認可等の所管課や、施設等が所在する区域の行政庁の職員、法人関係者に対し、実地検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行う。

8 特別監査後の措置

- (1) 検査員は、実地検査終了後、その概況を福祉部長に報告し、必要に応じ施設等が所在する区域の行政庁と協議する。
- (2) 特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の措置に準じ、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求める。
- (3) 改善状況報告書が期限内に提出されないとき、または(2)の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、もしくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告または行政処分を行うための手続を進める。

9 外部有識者への相談等

指導監査を実施するに当たり、法律、会計等に関し重要な判断を要する場合は、各専門の有資格者に相談を依頼し、その回答をもって適正に執行する。

10 指導監査情報の提供

- (1) 指導監査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。
- (2) 指導監査の結果に係る法人の名称、指摘事項、改善状況等の情報については、今後の法人への指導等に支障があると認めた場合を除き、区ホームページに掲載し、区民へ広く提供する。

11 関係機関等との連携

指導監査の実施に当たっては、当該法人が経営する施設等の指定、認可等の所管課や、施設等が所在する区域の行政庁に、必要な情報または資料の提供、施設等の指導監査結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

○ 令和2年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施計画

1 策定根拠

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」2(2)

2 実施方針

今日、後期高齢者の急増や少子化の進展、人口減少等を背景に、福祉ニーズはますます多様化・複雑化している。社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、このような福祉ニーズにきめ細かく対応し、地域社会に貢献していくことが求められている。

一方、平成28年4月(一部29年4月)に、社会福祉法人に対する指導監査について、国の基準を明確化(ローカルルールは是正)し、指導監査の効率化を図るために、指導監査実施要綱の見直しやガイドラインの作成が行われた。また、平成30年4月には社会福祉法人への指導方法の標準化を徹底するため、ガイドラインが一部改正された。

練馬区においても、平成30年4月に障害福祉サービス検査、31年4月に保育サービス検査が福祉部管理課へと段階的に組織集約された。更に令和2年4月には、介護サービス検査の組織集約とともに、新たに指導検査担当課が設置され、福祉サービスの指導検査体制の一層の充実・強化が図られている。

これらの動向を十分に踏まえ、社会福祉法人の適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、法人経営組織のガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明性の確保に主眼を置いた法人指導監査を実施する。

3 重点項目

(1) 一般監査

ア 法人運営

(ア) 評議員

- a 欠格事由に該当する者が選任されていないか。
- b 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。

(イ) 評議員会

- a 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。
- b 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。

(ウ) 理事

- a 欠格事由を有する者が選任されていないか。
- b 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。

(エ) 監事

欠格事由を有する者が選任されていないか。

(オ) 理事会

決議について特別の利害関係を有する理事が議決に加わっていないか。

(カ) 役員（理事、監事）の報酬

役員（理事、監事）の報酬等の額が定款または評議員会の決議によって定められているか。

イ 事業

「地域における公益的な取組」を実施しているか。

ウ 会計管理

a 経理規程が遵守されているか。

b 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか。

c 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。

エ その他

a 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

b 契約等が適正に行われているか。

(2) 特別監査

特別監査の重点項目は問題に応じその都度設定する。

4 指導監査の概要

(1) 対象法人

過去2か年度に練馬区の指導監査を受けていない区所轄の法人(年度途中で認可を受けた法人を含む)および文書指摘を行った法人から選定する。また東京都の施設検査の予定があり、区との合同検査が可能な場合は、原則として当該法人も監査対象とする。

なお、社会福祉法人の指導監査に際しては、当該法人が運営する施設の指導検査と一体的に実施するよう努める。

(2) 随時実施

前項までのほか、本年度は監査を予定していないが、法人設立で施設整備を行っている場合、利用者からの苦情が多く寄せられている場合、その他必要と認められる場合は、随時、一般監査を実施する。

なお、度々の指導にもかかわらず、改善が図られない場合や法人経営上重大な問題が生じたと認められる場合は、特別監査を実施する。

(3) 実施時期

以下の事項を踏まえ、一般監査の実施時期は概ね7月から2月までとする。

ア 社会福祉法や関係法令上、社会福祉法人は、毎年度6月末までに現況報告書や決算書類を提出することとなっていること。

イ 指導監査実施後、文書による改善指導や改善報告、改善確認等を行う期間が必

要であること。

なお、具体的な監査日については、東京都の実施計画（合同検査）の結果や施設検査担当部署との調整を踏まえて決定する。

（４）実施方法

「練馬区社会福祉法人指導監査実施要領（平成 29 年 6 月 27 日 29 練福管第 513 号）」による。

○ 練馬区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設および指定相談支援事業者ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定障害児通所支援事業者および指定障害児相談支援事業者ならびに練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年3月練馬区規則第86号）に規定する基準該当障害福祉サービス事業者ならびに練馬区地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日18練福地第1463号）に規定する登録事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、それぞれの法、規則および要綱に基づき練馬区（以下「区」という。）が行う指導および監査について、必要な事項を定める。

(指導および監査の目的)

第2条 指導および監査は、障害者総合支援法、児童福祉法、東京都（以下「都」という。）の条例、区の規則等で定める最低基準および指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保および自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、区における障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導方針)

第3条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言および指導を行うことを方針とする。

(指導形態)

第4条 指導の形態は、つぎのとおりとする。

集団指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

実地指導

つぎのいずれかにより指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所または施設において実地に行う。

ア 一般指導 区が単独で実地指導を行う。

イ 合同指導 区が都等と合同で実地指導を行う。

(指導の実施方針および実施計画)

第5条 区は、指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点項目等を掲げる指導実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度定めるものとする。

2 区は、実施方針に基づき、当該年度の実地指導等の実施時期等を定めた実施計画を定めるものとする。

(指導検査基準)

第6条 区は、指導項目、都の条例および基準等、評価事項等を集約した指導検査基準を別に定める。

(指導の実施方法)

第7条 指導の実施方法は、つぎのとおりとする。

集団指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を、当該障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付に係る費用等の支給関係事務、請求内容、制度改正内容および過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

実地指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、実施日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により通知する。ただし、必要と認める場合には、指導の開始時に文書を交付することによって行うことができる。

イ 指導方法

実地指導は、区が定める指導検査基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により指導結果を通知する。

エ 改善状況報告書の提出

ウにより通知した事項については、原則として当該通知が到達した日から30日以内に、改善状況報告書の提出を求めるものとする。

オ 指導体制

指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

(指導後の措置)

第8条 実地指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な障害福祉サービス事業者等に対しては、必要に応じて、再度、実地指導を行う。

2 実地指導の結果、第10条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに次条に定めるところにより監査を行う。

3 実地指導の結果、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容または自立支援給付

に係る費用等の請求に関し、不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導する。

(監査方針)

第9条 監査は、障害福祉サービス事業者等に対し、サービスの内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について不正または不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(監査対象の選定)

第10条 監査は、障害福祉サービス事業者等がつぎの各号のいずれかに該当する場合に行う。

サービスの内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

自立支援給付に係る費用等の請求に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

基準等に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。

実地指導により、サービスの内容または自立支援給付に係る費用等の請求等に改善がみられないとき。

正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

(監査の実施方法等)

第11条 区長は、前条各号のいずれかに該当し、監査の必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、監査実施通知を交付した上で、報告もしくは帳簿書類の提出もしくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、または当該障害福祉サービス事業者等の事業所もしくは施設に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

2 監査は、2名以上の監査班を編成して実施する。

3 区長は、指定障害福祉サービス事業者等(指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、基準該当障害福祉サービス事業者および登録事業者を除く。以下この項において同じ。)について監査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を、当該指定障害福祉サービス事業者等の指定権限を有する都道府県知事に対して文書で通知する。ただし、当該都道府県と区が同時に監査を行っている場合には、通知を省略することができる。

4 監査の結果、軽微な改善を要すると認められた事項については、第7条第2号に規定する実地指導に準じた指導を行うものとする。

5 区長は、指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条第6項、第50条第2項および第3項、第51条の28第6項ならびに第51条の29第3項または児童福祉法第21条の5の23第5項および第21条の5の24第2項に基づき指定を行った当該都道府県知事に通知する。ただし、当該都道府県と区が同時に監査を行っている場合には、通知を省略することができる。

(勧告)

第12条 区長は、障害者総合支援法第51条の28第2項または児童福祉法第24条の35第1項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。この場合において、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(命令)

第13条 区長は、障害福祉サービス事業者等が正当な理由なく前条に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。この場合においては、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(指定取消し等)

第14条 区長は、障害福祉サービス事業者等が、障害者総合支援法第51条の29第2項各号、児童福祉法第24条の36各号、練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第11条各号(第1号を除く。)または練馬区地域生活支援事業実施事業者登録要領(平成20年3月11日19練福障第11165号)第7条各号に該当すると認められた場合には、当該各規定に基づき指定または登録を取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止(以下「指定・登録の取消し等」という。)することができる。

(経済上の措置)

第15条 区長は、勧告、命令または指定・登録の取消し等が行われた場合に、自立支援給付に係る費用等の全部または一部について、当該障害福祉サービス事業者等に対し、不正利得の徴収等として徴収を行う旨通知する。

2 区長は、都道府県知事が指定の取消し等を行った障害福祉サービス事業者等に対しては、障害者総合支援法第8条第2項または児童福祉法第57条の2第2項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 サービスの内容または自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不正または不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

(連携)

第16条 指導および監査に当たっては、都等および他の関係部署との連携を図り、効果的に実施するよう努める。

(指導および監査情報の提供)

第17条 指導および監査に関する情報は、関係部課のほか、必要に応じて、東京都等へ提供する。

2 指導および監査の結果に係る事業所等の名称、指摘事項、改善状況等の情報については、今後の障害福祉サービス事業者等への指導等に支障があると認めた場合を除き、区ホームページに掲載し、区民へ広く提供する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

○ 令和2年度 練馬区障害福祉サービス事業者等指導実施方針・実施計画

1 策定根拠

練馬区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱（平成26年11月15日
26練福障第10648号。以下「要綱」という。）第5条

2 基本方針

適正かつ透明性のある事業運営の確保、利用者保護および障害福祉サービス等の質の向上を図ることに主眼を置いて、指導を実施する。指導に際しては、基準等に定めるサービスの内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底を図るとともに、適切な助言・指導を行う。

3 集団指導

障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により指導を行う。

集団指導の重点項目

- ア 人員、設備および運営に関する基準について
- イ 自立支援給付費等に関する請求事務等について
- ウ 制度改正内容等について
- エ 過去の実地指導における指導事例について

集団指導の体制

- ア 人員、設備および運営等に関する基準については、主に福祉部指導検査担当課障害福祉サービス検査係が担当する。
- イ 自立支援給付費等に関する請求事務等については、主に福祉部障害者サービス調整担当課障害者給付係が担当する。

集団指導対象事業所等の選定基準

ア 対象事業所等

原則として、令和2年4月1日現在、指定等を受けている事業所等とする。
ただし、年度途中で指定等を受けた事業所等においても、集団指導の開催時期等に応じて、指導の対象とする。

イ 選定方針

自立支援給付費等の請求事務等、制度改正および過去の指導事例等必要な指導内容に応じて、実施するサービス事業所等を選定する。

4 実地指導

障害福祉サービス事業者等の事業所または施設の実地において検査し指導を行う。

実地指導の重点項目

ア 適正かつ透明性のある事業運営の確保

(ア) 職員配置基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。

- (イ) 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- (ウ) 自立支援給付費等の算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- (エ) 運営規程の概要や従業員の勤務体制等、利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。
- (オ) 計画相談支援や障害児相談支援を行う事業所において、業務管理体制に関する事項を届け出ているか。また、適切な届出先となっているか。

イ 利用者保護とサービスの質の確保

- (ア) 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- (イ) 利用者に対し、虐待行為や身体拘束等を行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- (ウ) 施設入所支援や就労継続支援B型、共同生活援助等を行う事業所において、非常災害時の対応についての具体的な防災計画を立てているか。また、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- (エ) 苦情、事故、感染症および食中毒が発生した場合、適切に対応できる体制がとられているか。
- (オ) サービス提供を開始するに当たり、内容および手続の説明ならびに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。
- (カ) 児童発達支援および放課後等デイサービスを行う事業所において、各ガイドラインが遵守されているか。

実地指導の体制

- ア 人員、設備および運営等に関する指導については、主に福祉部指導検査担当課障害福祉サービス検査係が担当する。
- イ 就労支援事業会計に関する指導については、主に福祉部指導検査担当課社会福祉法人係が担当する。

実地指導対象事業所等の選定基準

ア 対象事業所等

原則として、令和2年4月1日現在、指定等を受けている事業所等とする。ただし、年度途中で指定等を受けた事業所等においても、必要があると認められる場合は、指導の対象とする。

イ 選定方針

- (ア) 練馬区が所轄する社会福祉法人が運営する事業所等
- (イ) 練馬区が指定または登録を行う事業所等

- (ウ) 苦情、相談の多く寄せられている事業所等
- (エ) 相当の期間にわたって、実地指導を実施していない事業所等
- (オ) 過去の実地指導において、指摘事項の改善が図られていない事業所等
- (カ) 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な事業所等
- (キ) 事業開始後、実地指導を実施していない事業所等
- (ク) その他、実地指導を行うことが適当と認められる事業所等

5 実施計画

集団指導（2回）

令和2年8月 計画相談支援、障害児相談支援

令和3年1月 共同生活援助

実地指導

ア 検査事業所数 79 事業所

イ 検査対象サービス数 95 サービス

練馬区が所轄する社会福祉法人が運営する事業所の検査については、社会福祉法人と事業所の一体的検査を実施する。

○ 練馬区家庭的保育事業等指導検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の17第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)を行う者(以下「事業者」という。)に対して練馬区(以下「区」という。)が実施する指導検査について必要な事項を定めるものとする。
(指導検査の目的)

第2条 指導検査は、事業者が行う家庭的保育事業等の運営が適切に行われることを検査することにより、その結果につき必要に応じ助言および指導を行うことをもって、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(指導検査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導検査の対象は、つぎに掲げる事業を練馬区の区域内において行う事業者とする。

家庭的保育事業(法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)

小規模保育事業(法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。)

居宅訪問型保育事業(法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。)

事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。)

(指導検査の基本方針)

第4条 指導検査は、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例(平成26年10月練馬区条例第44号。以下「条例」という。)および法その他の関係法令等(以下「関係法令等」という。)に照らし、厳正に実施する。

2 指導検査において指摘すべき事項があった場合は、その発生原因および是正策を明らかにし、事業者の適正かつ自律的な運営を促すための助言および指導を行う。

3 条例および関係法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いているために、事業の運営に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法の定めるところにより処分を行うための手続を進める。

4 指導検査の実施および指導検査結果の作成に当たっては、関係部課等との情報交換を密にするなど十分な連携を図る。

(指導検査の形態等)

第5条 指導検査の形態は、一般指導検査および特別指導検査とする。

2 一般指導検査は、指導検査事項全体について、家庭的保育事業等を行う施設の所在地等実地において行う検査を基本とする。ただし、必要に応じてあらかじめ指導検査事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。

3 一般指導検査において改善すべき事項が認められ、指導検査後に事業者から改善報告書等が提出された場合は、書面によるほか、必要に応じて現地で確認する検査を行うものとする。

4 特別指導検査は、つぎの各号のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査事項を

定め重点的または改善が図られるまで継続的に行う検査で、特命により行う指導検査をいい、実地で行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法、当該検査に係る事業者に対し出頭を求め、質問する方法等、効率的、効果的な方法を適宜用いて実施するものとする。

事業者が行う家庭的保育事業等が条例もしくは関係法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くために、当該家庭的保育事業等の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

一般指導検査による改善が認められないとき。

正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

(指導検査実施方針および実施計画)

第6条 区は、指導検査を重点的かつ効果的に行うため、保育行政の動向を踏まえ、指導検査の重点項目等を掲げる指導検査実施方針(以下「実施方針」という。)および実施計画を、毎年度指導検査開始時まで別に定める。

2 家庭的保育事業等の運営等に問題が発生した場合等必要があると認めるときは、前項の実施計画にかかわらず、適宜指導検査を実施する。

(調査書等の提出)

第7条 区は、指導検査を効率的に実施するため、事業者に、前条第1項の実施方針を踏まえた指導検査に必要な指導検査項目を掲げた調査書を送付し、指定期限までに、調査書および関係資料の提出を求めることができる。

(指導検査基準)

第8条 区は、指導検査項目、条例および関係法令等、評価事項等を集約した指導検査基準(以下「検査基準」という。)を別に定める。

(一般指導検査の実施)

第9条 区長は、一般指導検査を実施するときは、事業者に対し、あらかじめ、指導検査の実施日時その他指導検査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、指導検査を緊急に実施する必要があると認められる場合は、指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。

2 一般指導検査の体制は、原則として家庭的保育事業等の指導検査を担当する職員(以下「検査員」という。)2名以上で編成し、うち1名は係長級以上の職にある者を充てる。

3 一般指導検査の検査員は、検査基準に基づき、調査書等を参考に、分担して当該検査を実施する。この場合において、当該検査の検査員は、相互に緊密な連携を保つものとし、係長級の職にある者が相互の関係を調整する。

4 一般指導検査の検査員は、当該検査の終了後、検査員相互で調整を行った上で、事業者に対して、実地検査指導事項票を用いて、当該検査の結果を講評し、改善の必要な事項等を口頭で指示する。

5 前項の講評は、係長級の職にある者は全般にわたる事項および担当検査事項について、他の検査員は自己の担当検査事項について行う。ただし、条例または関係法令等

の解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、現地での講評は行わず、関係者を招致して行うことができる。

- 6 一般指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課、関係行政機関等の職員、家庭的保育事業等に関係する者等に対して指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行うことができる。

(一般指導検査後の取扱い)

第10条 一般指導検査の検査員は、当該検査の終了後その結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で、福祉部長に報告する。

- 2 一般指導検査の検査員は、前項の検討結果に基づく指導検査結果を、当該検査に係る事業者宛てに文書で通知する。この場合において、検査基準における評価区分に照らして文書による指摘事項が認められるときは、問題点、改善方法等を具体的に通知する。

- 3 一般指導検査をより効果的なものとするため、第1項の規定による報告および前項の規定による通知は、指導検査終了後速やかに行う。

- 4 一般指導検査結果に文書による指摘事項がある場合は、当該検査に係る事業者に対し、原則として、当該文書到達後30日以内に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。

- 5 関係部課等に対しては、必要に応じ、一般指導検査の結果を通知し、またはこれと協議を行うなど、連携を密にする。

(特別指導検査の実施)

第11条 区長は、特別指導検査を実施するときは、事業者に対し、あらかじめ、指導検査の実施日時その他指導検査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、指導検査の目的と効果を勘案し、特別指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

- 2 特別指導検査の体制は、原則として管理職を加えた検査員3名以上により実施する。

- 3 特別指導検査の検査員は、当該検査の終了後、検査員相互で調整を行った上で、事業者に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項等を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず関係者を招致して行うことができる。

- 4 特別指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課、関係行政機関等の職員、家庭的保育事業等に関係する者等に対して指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行うことができる。

(特別指導検査後の措置)

第12条 特別指導検査の検査員は、当該検査の終了後、その概況を福祉部長に報告し、必要に応じて、関係部課と協議する。

- 2 特別指導検査の検査員は、指導検査結果について、当該検査に係る事業者宛てに、理由を付して文書で通知する。この場合において、検査基準における評価区分に照らして文書による指摘事項が認められるときは、問題点、改善方法等を具体的に通知す

る。

3 特別指導検査結果に文書による指摘事項がある場合は、当該検査に係る事業者に対し、原則として、当該文書到達後30日以内に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続的に実施する。

4 改善状況報告書もしくは改善計画書が期限内に提出されないとき、または前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、もしくは改善を怠っていると認められるときは、関係法令等の定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。

5 利用者支援に重大な影響が及んでいるなど、緊急を要すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに行政処分の権限を持つ所管部署へ報告する。

(指導方針の継続および統一の確保)

第13条 指導検査の結果生じた疑義および条例または関係法令等の解釈については、関係部課と調整または協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理する。

(関係部課との連携)

第14条 検査員は、関係部課と連携の上、事業者の指導検査に係る指導事項等の情報の把握に努めるものとする。

(指導検査情報の提供)

第15条 指導検査に関する情報は、関係部課のほか、必要に応じて、東京都等へ提供する。

2 指導検査の結果に係る施設等の名称、指摘事項、改善状況等の情報については、今後の事業者への指導等に支障があると認める場合を除き、区ホームページに掲載し、区民に広く提供する。

(指導検査情報の公開)

第16条 指導検査に関する情報は、法令により非公開とされる場合を除き、原則として公開するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、指導検査の実施に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

○ 練馬区保育所等指導検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第14条第1項(第30条の3において準用する場合を含む。)、第38条第1項、第50条第1項および第58条の8第1項の規定に基づき、保育所、特定地域型保育事業者および特定子ども・子育て支援施設等(以下「保育所等」という。)に対して練馬区(以下「区」という。)が実施する指導検査について必要な事項を定めるものとする。

(指導検査の目的)

第2条 指導検査は、当該保育所等の運営が適切に行われることを検査することにより、その結果につき必要に応じ助言および指導を行うことをもって、一人一人の子どもが健やかに成長することができる環境を確保することを目的とする。

(指導検査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導検査の対象は、つぎに掲げる事業を区の区域内において行う保育所等とする。

保育所

法第7条第4項に規定する保育所

特定地域型保育事業者

法第29条第1項に規定する、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として区長が確認するつぎの地域型保育を行う事業者

ア 家庭的保育事業(法第7条第6項に規定する家庭的保育事業をいう。)

イ 小規模保育事業(法第7条第7項に規定する小規模保育事業をいう。)

ウ 居宅訪問型保育事業(法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。)

エ 事業所内保育事業(法第7条第9項に規定する事業所内保育事業をいう。)

特定子ども・子育て支援施設等

法第30条の11第1項に規定する、施設等利用費の支給に係る施設または事業として区長が確認するつぎの子ども・子育て支援施設等

ア 認可外保育施設(法第7条第10項第4号ハに規定する施設をいう。)

イ 一時預かり事業(法第7条第10項第6号に規定する事業をいう。)

ウ 病児保育事業(法第7条第10項第7号に規定する事業をいう。)

(指導検査の基本方針)

第4条 指導検査は、練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年10月練馬区条例第45号。以下「条例」という。)および法その他の関係法令等(以下「関係法令等」という。)に照らし、厳正に実施する。

2 指導検査において指摘すべき事項があった場合は、その発生原因および是正策を明らかにし、保育所等の適正かつ自律的な運営を促すための助言および指導を行う。

3 条例もしくは関係法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いているために、事業の運営に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、

関係法令等の定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。

- 4 指導検査の実施および指導検査結果の作成に当たっては、関係部課等との情報交換を密にするなど十分な連携を図る。

(指導検査の形態等)

第5条 指導検査の形態は、集団指導、一般指導検査および特別指導検査とする。

- 2 集団指導は、第3条に定める指導検査の対象となる保育所等の設置者、施設長等(以下「設置者等」という。)を一定の場所に集め、講習等の方法により行う。
- 3 一般指導検査は、指導検査事項全体について、保育所等の所在地等実地において行う検査を基本とする。ただし、必要に応じてあらかじめ指導検査事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。
- 4 一般指導検査において改善すべき事項が認められ、指導検査後に保育所等から改善報告書等が提出された場合は、書面によるほか、必要に応じて現地で確認する検査を行うものとする。
- 5 特別指導検査は、つぎの各号のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査事項を定め重点的または改善が図られるまで継続的に行う検査で、特命により行う指導検査をいい、実地で行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法、当該検査に係る保育所等の設置者等に対し出頭を求め、質問する方法等、効率的、効果的な方法を適宜用いて実施するものとする。

保育所等が条例もしくは関係法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くために、当該施設等の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

一般指導検査による改善が認められないとき。

正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

(指導検査実施方針および実施計画)

第6条 区は、指導検査を重点的かつ効果的に行うため、保育行政の動向を踏まえ、指導検査の重点項目を掲げる指導検査実施方針および実施計画を、毎年度指導検査開始時まで別に定める。

- 2 保育所等の運営等に問題が発生した場合等必要があると認めるときは、前項の実施計画にかかわらず、適宜指導検査を実施する。

(指導検査基準)

第7条 区は、指導検査項目、条例および関係法令等、評価事項等を集約した指導検査基準(以下「検査基準」という。)を別に定める。

(一般指導検査の実施回数)

第8条 一般指導検査の実施回数は、原則として1年に1回以上とする。ただし、一般指導検査とは別に、区が巡回支援指導事業等による実地での調査等を行った保育所等にあっては、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、新たに開設された保育所等に対する一般指導検査については、当該開設の年度またはその翌年度の早期のうちに1回以上行うものとする。

(一般指導検査の実施)

第 9 条 区長は、一般指導検査を実施するときは、保育所等の設置者および施設長に対し、あらかじめ、指導検査の実施日時その他指導検査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、指導検査を緊急に実施する必要があると認められる場合は、指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。

2 一般指導検査の体制は、原則として保育所等の指導検査を担当する職員(以下「検査員」という。)2名以上で編成し、うち1名は係長級以上の職にある者を充てる。

3 一般指導検査の検査員は、検査基準に基づき、調査書等を参考に、分担して当該検査を実施する。この場合において、当該検査の検査員は、相互に緊密な連携を保つものとし、係長級の職にある者が相互の関係を調整する。

4 一般指導検査の検査員は、当該検査の終了後、検査員相互で調整を行った上で、設置者等に対して、実地検査指導事項票を用いて、当該検査の結果を講評し、改善の必要な事項等を口頭で指示する。

5 前項の講評は、係長級の職にある者は全般にわたる事項および担当検査事項について、他の検査員は自己の担当検査事項について行う。ただし、条例または関係法令等の解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、現地での講評は行わず、関係者を招致して行うことができる。

6 一般指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課、関係行政機関等の職員、法人・事業者等および施設等に関係する者等に対して指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行うことができる。

(一般指導検査後の取扱い)

第 10 条 一般指導検査の検査員は、当該検査の終了後その結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で、福祉部長に報告する。

2 一般指導検査の検査員は、前項の検討結果に基づく指導検査結果を、当該検査に係る保育所等の設置者および施設長宛てに文書で通知する。この場合において、検査基準における評価区分に照らして文書による指摘事項が認められるときは、問題点、改善方法等を具体的に通知する。

3 一般指導検査をより効果的なものとするため、第1項の規定による報告および前項の規定による通知は、指導検査終了後速やかに行う。

4 一般指導検査結果の文書による指摘事項がある場合は、当該検査に係る保育所等の設置者に対し、原則として、当該文書到達後30日以内(特定子ども・子育て支援施設等については60日以内)に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。

5 関係部課、東京都等に対しては、必要に応じ、一般指導検査の結果を通知し、またはこれと協議を行うなど、連携を密にする。

(特別指導検査の実施)

第 11 条 区長は、特別指導検査を実施するときは、保育所等の設置者および施設長に対し、あらかじめ、指導検査の実施日時その他指導検査の実施に関し必要な事項を文

書により通知するものとする。ただし、指導検査の目的と効果を勘案し、特別指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

- 2 特別指導検査の体制は、原則として管理職を加えた検査員3名以上により実施する。
- 3 特別指導検査の検査員は、当該検査の終了後、検査員相互で調整を行った上で、設置者等に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項等を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。
- 4 特別指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課、関係行政機関等の職員、法人・事業者等および施設等に関係する者等に対して指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行うことができる。

(特別指導検査後の措置)

- 第12条 特別指導検査の検査員は、当該検査の終了後、その概況を福祉部長に報告し、必要に応じて、関係部課、東京都等と協議する。
- 2 特別指導検査の検査員は、指導検査結果について、当該検査に係る保育所等の設置者および施設長宛てに、理由を付して文書で通知する。
 - 3 特別指導検査結果に文書による指摘事項がある場合は、当該検査に係る保育所等の設置者に対し、原則として、当該文書到達後30日以内(特定子ども・子育て支援施設等については60日以内)に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続的に実施する。
 - 4 改善状況報告書もしくは改善計画書が期限内に提出されないとき、または前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、もしくは改善を怠っていると認められるときは、関係法令等の定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。
 - 5 利用者支援に重大な影響が及んでいるなど、緊急を要すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに行政処分の権限を持つ所管部署へ報告する。

(指導方針の継続および統一の確保)

- 第13条 指導検査の結果生じた疑義および条例または関係法令等の解釈については、関係部課と調整または協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理する。

(東京都との連携)

- 第14条 区は、指導検査の実施に当たっては、東京都と必要な連携を行うこととする。

(指導検査情報の提供)

- 第15条 指導検査に関する情報は、関係部課のほか、必要に応じて、東京都等へ提供する。

(指導検査情報の公開)

- 第16条 指導検査に関する情報は、法令により非公開とされる場合を除き、原則として公開するものとする。

(委任)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、指導検査の実施に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

○ 令和2年度 練馬区保育サービス指導検査実施方針・実施計画

1 策定根拠

練馬区保育所等指導検査実施要綱（平成27年7月23日27練教こ保第699号）第6条
および練馬区家庭的保育事業等指導検査実施要綱（平成27年7月23日27練教こ保第697号）第5条

2 基本方針

平成27年4月に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が施行されたことにより、特定教育・保育施設（保育所）および特定地域型保育事業に対する指導検査の権限が区市町村に付与された。また、同月の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正により、家庭的保育事業者等に対する指導検査の権限が都道府県から移管された。その後、子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月から特定子ども・子育て支援施設等（認可外保育施設等）に対する指導検査の権限が区市町村に新たに付与された。

このことを踏まえ、練馬区が行う特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者および特定子ども・子育て支援施設（以下「保育所等」という。）に対する指導検査は、練馬区特定教育・保育および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第45号）、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第44号）のほか、児童福祉法等の関係法令に照らし適正に実施されているかどうかを個別に明らかにし、保育所等の適正かつ円滑な運営の確保および施設型給付費（委託費）、地域型保育給付費等の適正化を図ることに主眼を置いて実施する。また、重大な法令違反、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、保育所等の社会的使命に対する信頼の維持および確保ならびに利用者保護に主眼を置いて、随時に特別指導検査を実施する。

加えて、現在保育士不足が深刻な中、職員の確保・処遇改善施策の実施状況について、重点的に確認していく。

これらの指導検査の実施に当たっては、特定教育・保育施設および特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行う東京都と密接に連携を図り、それぞれの権限、役割を効果的・効率的に行使できるようにする。特に、特定子ども・子育て支援施設等については新たに指導検査の対象となることから、相互に連携して対応する。

また、事業所管課であるこども家庭部保育課と密接に連携を図り、より効果的・効率的な指導検査を実施していく。

3 指導検査の重点項目

運営関係

ア 職員の確保および処遇

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数および資格を満たしているか。

- (イ) 雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に実施されているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 児童の年齢区分別に基準面積が確保されているか。
- (イ) 消防計画に基づく防火設備の配備、避難訓練等の防災対策が徹底されているか。

ウ 連携施設の確保【特定地域型保育事業者のみ】(平成27年4月1日から10年の経過措置有)

- (ア) 連携施設から、保育の適切な提供に必要な相談および助言その他の保育の内容に関する支援を受けているか。

保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子どもの人権に配慮した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画および指導計画の編成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防が徹底されているか。
- (イ) 事故防止および事故発生時の対応等が適正に行われているか。
- (ウ) 保育にあたる職員は適正に配置されているか。
- (エ) 食中毒・感染症(特にインフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス)予防対策が徹底されているか。

会計関係

- ア 人件費が適切に執行されているか。
- イ 物品購入等に伴う契約書が作成されているか。
- ウ 資金管理が適正に行われているか。
- エ 適切な会計処理が行われているか。
- オ 施設型給付費(委託費)地域型保育給付費等その他補助金等を適切に請求し、正しい用途に使っているか。
- カ 利用者負担金の取扱いが適切か。

4 実施計画

対象施設

- ア 認可保育所
- イ 小規模保育事業者
- ウ 事業所内保育事業者
- エ 居宅訪問型保育事業者
- オ 家庭的保育事業者
- カ 認可外保育施設
- キ 一時預かり事業所
- ク 病児保育事業所

実施形態

ア 集団指導

(ア) 実施方法

指導対象となる施設を選定し、運営に関する基準、施設型給付費(委託費)、地域型保育給付費等その他補助金等の請求方法、制度改正の内容および指導事例等について講習の方式で行う。

(イ) 実施対象

新たに確認を受けた施設については、おおむね1年以内に実施する。その他、必要に応じて対象となる施設を選定して実施する。

イ 実地指導

(ア) 実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設または当該施設を運営する法人等の事務所に赴き、実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1検査班当たりの検査員は、2人以上とし、施設の状況により検査員を追加する。

(I) 実施通知・事前提出資料

練馬区保育所等指導検査実施要綱第9条および練馬区家庭的保育事業等指導検査実施要綱第6条の規定に基づき、指導検査実施のおおむね3～4週間前に通知し、その際に一部の資料について事前の提出を求める。ただし、指導検査を緊急に実施する必要があると認められる場合は、指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。

(オ) 選定方針

a 選定時点

令和2年4月1日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設については、必要があると認められる場合、指導検査の対象とする。

b 選定基準

- (a) 過去の指導検査において指摘事項の改善が図られていない施設
- (b) 苦情等が多く寄せられている施設またはその内容から運営状況の確認を要する施設
- (c) 新規の開設または開設2年目の施設
- (d) 相当の期間にわたって指導検査を実施していない施設
- (e) 財務分析結果等で課題のある施設
- (f) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設または受審結果に問題がある施設
- (g) 当該施設を運営する社会福祉法人が法人監査の時期に当たる施設
- (h) その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

指導検査対象および日程

指導検査対象および日程については、別に定める。

5 関係団体との連携

情報提供

指導検査の結果等を東京都に提供することにより、情報の共有化および指導検査等の効率化を図る。

東京都との合同検査等

児童福祉法に基づく東京都の指導検査と、子ども・子育て支援法に基づく練馬区の指導検査を合同で実施する。このほか、東京都の指導検査において練馬区職員が立ち会う。

社会福祉法人への指導検査

練馬区所轄で保育所を運営する社会福祉法人の指導検査を行う場合には、社会福祉法人係が行う法人監査と一体的に実施するなど、必要な連携を行う。

○ 練馬区介護サービス事業者等指導および監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第114条の2第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項、第115条の33第1項および第115条の45の7第1項ならびに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第112条第1項の規定に基づき、介護保険に係るサービス提供事業者および介護保険施設等（以下「サービス事業者等」という。）に対して、練馬区（以下「区」という。）が行う指導および監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導および監査の目的)

第2条 指導および監査は、サービス事業者等に対して行う介護給付、予防給付および第1号事業支給費の支給（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容、介護給付等に係る費用（以下「介護報酬等」という。）の請求ならびに業務管理体制の整備等に関し、法令、通達および区が別に定める指導に係る基準（以下「指導基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要な助言および指導または是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保と利用者保護、介護給付等の適正化および業務管理体制の適正な整備・運用を図ることを目的とする。

(指導および監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導および監査の対象は、つぎに掲げるサービス事業者等とする。

指定居宅サービス事業者

指定地域密着型サービス事業者

指定地域密着型介護予防サービス事業者

指定居宅介護支援事業者

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院および指定介護療養型医療施設

指定介護予防サービス事業者

居宅介護および介護予防のための住宅改修を行う者等

指定介護予防支援事業者

第1号事業を行う指定事業者

前各号（第7号を除く。）に掲げる者の特例によりサービスを行う者

(指導方針)

第4条 指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬等の請求および業務管理体制の整備等に関する事項について周知徹底させるとともに、指導基準等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言および指導を行うことを方針とする。

(指定市町村事務受託法人)

第4条の2 区は、実地指導に当たり、法第23条に基づく文書の提出等について、法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人に対し、業務の一部を委託することができる。

(指導形態等)

第5条 指導の形態は、つぎに定めるとおりとする。

集団指導

指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

実地指導

つぎに掲げる指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

ア 一般指導

区が単独で行うもの

イ 合同指導

区が厚生労働省または東京都等と合同で行うもの

(指導対象の選定基準)

第6条 指導は、全てのサービス事業者等を対象とする。ただし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定についてはつぎに掲げる選定基準および一定の計画に基づいて実施する。

集団指導の選定基準

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容および過去の指導事例等指導内容に応じて選定する。

実地指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 毎年度、国の示す指導重点事項に基づきサービス事業者等を選定する。

(イ) その他、特に一般指導が必要と認められるサービス事業者等を選定する。

イ 合同指導

一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

2 サービス事業者等に対し、都道府県および他の区市町村が一般指導等を行った結果、特に問題が認められなかったサービス事業者等については、当該年度における実地指導は省略して差し支えないものとする。

(指導の実施方針および実施計画)

第7条 指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項等掲げる指導実施方針(以下「実施方針」という。)を、毎年度、別に定めるものとする。

2 前項に規定する実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成等を含む実施計画を、毎年度、別に作成するものとする。

(指導の実施方法)

第8条 指導の実施方法は、つぎに定めるとおりとする。

集団指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正内容および過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。この場合において、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した資料を練馬区ケア倶楽部等のホームページに掲載する等必要な情報提供に努めるものとする。

実地指導

ア 指導通知

指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定および目的、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該サービス事業者等に通知する。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合には、指導の当日に通知を行うことができるものとする。

イ 指導方法

実地指導は、指導基準等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。業務管理体制の整備・運用状況の確認等に当たっては、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」(平成21年3月30日老発第0330077号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。)を踏まえ実施する。

ウ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められる事項および介護報酬について、過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、文書によりその旨の通知を行うものとする。

エ 報告書の提出

当該サービス事業者等に対してウにより通知した事項については、原則として当該通知が到達した日から30日以内に、改善状況報告書の提出を求めるものとする。

オ 指導体制

指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

(調査書類の提出)

第9条 実地指導等の実施に当たって、サービス事業者等にあらかじめ指導に必要なとな

る書類の提出を求めることができる。

(監査への変更)

第10条 実地指導中につきに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができるものとする。

著しい運営基準違反が確認され、利用者および入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

(監査方針)

第11条 監査は、介護給付等対象サービスの内容について、指定取消し等の各規定に該当する内容であると認められる場合、もしくはその疑いがあると認められる場合(以下「指定基準違反等」という。)または介護報酬等の請求について不正もしくは著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(監査の選定基準)

第12条 監査は、つぎに掲げる情報等から指定基準違反等があるときに行うものとする。

要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 連合会および保険者からの通報情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ 介護サービスの情報の公表に係る未実施情報

実地指導において確認した情報

法第23条により指導を行った場合に、区が確認したサービス事業者等に係る指定基準違反等

業務管理体制の不適切な整備・運用状況

(監査方法等)

第13条 区長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告もしくは帳簿書類の提出もしくは提示を命じ、もしくは出頭を求め、または当該職員に関係者に対して質問させ、もしくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「実地検査等」という。)を行うものとする。

2 業務管理体制の整備・運用状況の確認等に当たっては、局長通知を踏まえ実施することとする。

3 区長は、指定権限が都道府県にあるサービス事業者等(法第76条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第114条の2第1項および第115条の7第1項ならびに旧法第112条第1項に規定する事業者をいう。)について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都道府県に行うものとする。この場合において、当該サービ

事業者等の介護給付対象サービスに関して、複数の区市町村に関係があるときには、都道府県が総合的な調整を行うものとする。

- 4 区長は、指定基準違反等と認めるときは、文書により都道府県に通知を行うものとする。この場合において、都道府県と区が同時に実地検査等を行っているときには、当該通知を省略することができるものとする。

(通知および報告書の提出)

第13条の2 介護サービス事業者等に対して監査を行った結果、法に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨を当該介護サービス事業者等に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により通知をした介護サービス事業者等に対して、その改善状況について、文書により報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第14条 監査後の行政上の措置は、つぎに定めるところによる。

勧告

ア サービス事業者等が区の条例および厚生労働省令で定める人員、設備および運営に関する基準に違反したことが確認された場合、法第78条の9第1項、第83条の2第1項、第115条の18第1項、第115条の28第1項および第115条の45の8第1項の規定に基づき当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

イ アの規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ アの規定による勧告を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

命令

ア 前号の規定による勧告を受けたサービス事業者等が正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第78条の9第3項、第83条の2第3項、第115条の18第3項、第115条の28第3項および第115条の45の8第3項の規定に基づき当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

イ アの規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

ウ アの規定による命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

指定の取消し等

法第78条の10、第84条第1項、第115条の19、第115条の29および第115条の45の9の規定に該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力の停止をすることができる。

行政上の措置の公表等

監査の結果、前号の規定による指定取消し等の処分を行ったときは、法の規定に

基づき速やかにその旨を公示する。この場合において、法第78条の11第4号および第115条の20第3号に該当する場合は、その旨を東京都知事に対し届け出る。

(聴聞等)

第15条 監査の結果、当該サービス事業者等が取消処分等に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞または弁明の機会の付与を行う。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しないものとする。

(経済上の措置)

第16条 監査後の経済上の措置は、つぎに定めるとおりとする。

監査の結果、介護給付等対象サービスの内容または介護報酬等の請求に関し、不正または不当の事実が認められ、これに関する返還金が生じた場合には、法第22条第3項に基づき不正利得の徴収等を行うものとする。

連合会に連絡し、当該サービス事業者等に支払うべき介護報酬から前号に規定する返還金を控除させるよう措置するものとする。

返還の対象となった介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、監査対象となったサービス事業者等に対して、当該自己負担額における過払いを要介護者等に返還するよう指導するものとする。

(指定取消し等処分ができる事由)

第17条 指定基準に従った適正な運営が行われておらず、指定取消し等処分ができる事由は、つぎに定めるとおりとする。

法第78条の10各号に該当する場合

法第84条第1項各号に該当する場合

法第115条の19各号に該当する場合

法第115条の29各号に該当する場合

法第115条の45の9各号に該当する場合

利用者の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合

(都道府県への通知)

第18条 指導または監査を行った結果、つぎに該当すると認めるときは、その旨を当該事業所の所在地の都道府県知事に通知する。

法第74条第1項、第88条第1項、第97条第2項および第115条の4第1項ならびに旧法第110条第1項で定める員数を満たしていない場合

法第74条第2項、第88条第2項、第97条第3項、第111条第3項および第115条の4第2項ならびに旧法第110条第2項に規定する基準に従った適正な運営がなされていない場合

法第77条第1項、第92条第1項、第104条第1項、第114条の6第1項および第115条の9第1項ならびに旧法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合

法第100条第3項および第114条の2第3項に該当する場合

(関係機関等との連携)

第19条 指導の効果を高めるために、東京都および他の保険者ならびに連合会との連携を図るものとする。

2 指導等の実施状況等については、必要に応じて厚生労働省および東京都に報告するものとする。

3 業務管理体制の整備に係る指導および監査に当たり、介護サービス事業所の指定権者等と当該事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合においては、円滑に業務を遂行するため、情報共有や情報提供等により、関係機関等との連携を十分に図る。

(指導および監査情報の提供)

第20条 指導および監査に関する情報は、関係部課のほか、必要に応じて、サービス事業者等の事業活動区域に該当する他の区市町村(保険者)に提供する。

2 指導および監査の結果に係る事業所等の名称、指摘事項、改善状況等の情報については、今後のサービス事業者等への指導等に支障があると認めた場合を除き、区ホームページに掲載し、区民へ広く提供する。

(検査証の携帯)

第21条 区長は、法第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第114条の2第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項、第115条の33第1項および第115条の45の7第1項ならびに旧法第112条第1項に規定する監査を行うときは、当該監査を行う職員に練馬区介護保険検査証(様式)を携帯させるものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

○ 令和2年度介護サービス事業者等指導実施方針

1 目的

この指導実施方針は、「練馬区介護サービス事業者等指導および監査実施要綱」(以下「要綱」という。)(平成18年10月10日18練福介第3096号)第7条に基づき、要綱第3条に掲げる者に対して行う介護給付、予防給付および総合事業費(以下「介護給付等」という。)に係る介護サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)の内容ならびに介護給付等に係る費用(以下「介護報酬」という。)の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援および尊厳の保持を念頭において、介護サービス事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保と利用者保護および保険給付等の適正化を図り、もって区民サービスの向上につなげることを目的とする。

2 指導基本方針

指導は、指定介護サービス事業者等に対し、厚生労働省令、都道府県の条例ならびに区市町村の条例で定める基準および介護給付等対象サービスの取扱いならびに介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、健全な事業者育成を主眼として、介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化の運用指針(令和元年5月29日老指発0529第1号)を踏まえた集団指導および実地指導の方法により実施する。

3 指導形態等

指導の形態は、次のとおりとする。

集団指導

サービス種別ごとを単位として実施する。

実地指導

指定事業所を単位として実施する。

なお、実地指導の効率化を図るため、同一敷地内で複数のサービス事業の指定を受けている場合(居宅介護支援事業と居宅サービス事業等)は、原則として、同日で実施する。

4 指導対象の選定

(1) 集団指導

下記の指定介護サービス事業者等を対象とする。

- ・居宅介護支援(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員を含む)
- ・訪問介護
- ・通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
- ・地域密着型サービス(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く。)

(2) 実地指導

原則として、令和2年4月1日現在の指定事業所を対象とするが、年度途中で指定を受けた事業所についても、適宜、実地指導の対象とする。

なお、より重点的かつ効率的に実地指導を行うため、以下の基準に基づき選定し実施する。

- ア 前回の指導から一定の期間が経過した事業所
- イ 開設後、未実施の事業所
- ウ 令和2～3年度に指定更新手続きの対象で、直近に実地指導が未実施の事業所
- エ 前年度までの実地指導による指導項目の改善状況が不十分な事業所
- オ 苦情や通報等により実地指導での確認が必要と判断した事業所
- カ 不正があった居宅サービス事業所の利用者の給付管理を行っていた居宅介護支援事業所
- キ 国保連介護給付適正化システムの活用により特異傾向を示していると思われる事業所
- ク サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの併設介護事業所等

5 実地指導の実施頻度

実地指導の頻度については、指定有効期間に最低でも1回以上実施することとする。

ただし、指定地域密着型サービス事業者および指定居宅介護支援事業所については、指定有効期間内に2回以上実施する。

6 指導の重点事項

集団指導

- ア 令和2年度の実地指導において指摘の多かった事項について分析を行い、注意喚起を図り、介護保険制度の理解やサービスの質の向上を促す。
- イ ケアプラン調査の結果と内容をまとめ、指定居宅介護支援事業者の集団指導の場において説明することにより、ケアマネジメントの手順およびケアプラン作成のノウハウを広く提供する。
- ウ 国の重点項目に基づき、法令等の遵守は事業者の当然の責務であり、確実に遵守すべきこと、仮に法令違反が発覚した場合には、監査・処分等の対象となることについて周知する。

実地指導

令和元年度の実地指導を総括した結果、指摘の多かった事項を重点的に指導を実施する。

ア 人員基準

人員基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。

イ 運営基準

(ア) 利用者に対してアセスメントやモニタリングを適切に実施し、または、サービス担当者会議などを通じて、保健医療サービスまたは福祉サービスを

提供する者と密接に連携し、利用者の心身の状況や意向などサービス提供にあたって必要な情報を把握しているか。

- (イ) 個別サービス計画の作成、見直し、記録等が個々の実態に即して処理されているか。
- (ウ) 利用者毎の個別サービス計画に基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について理解しているか。
- (エ) 居宅サービス計画または個別サービス計画に位置づけのないサービスを提供していないか。
- (オ) 身体的拘束の廃止・高齢者虐待の防止に向けた取り組みがなされているか。
- (カ) 利用者の家族から個人情報の利用の同意を得ているか。
- (キ) 月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。
- (ク) 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明を行い、文書を交付し、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ているか。

ウ 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

特に各種加算等については、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別サービス計画に基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているか。

7 実施方法

集団指導

ア 指導通知

指導対象となる指定介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を書面により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正内容および令和2年度の指導事例等について、講習等の方式で行う。

実施後、ケア倶楽部に当日使用した資料を掲載し、必要な情報提供に努める。

実地指導

ア 指導通知

指導対象となる指定介護サービス事業者等を決定したときは、概ね1か月前に、実地指導の根拠規定および目的、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を書面により、当該サービス事業者等に通知する。

その際に、一部の検査資料については事前提出を求め、検査時間の短縮を図る。
なお、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮する（当日通知を含む。）

イ 指導方法

事業所に赴き、実地において実施する。

実地指導は、指導基準等に基づき、人員基準、設備基準、運営基準、介護給付、業務管理体制等について書類検査、面談方式で行う。

また、必要に応じ、事業所の関係者等に来庁させ、実施する。

なお、指定居宅介護支援事業所の実地指導は、介護保険課事業者運営推進係で実施するケアプラン点検を同時に行う。

ウ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められる事項および介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、書面によりその旨の通知を行う。

エ 報告書の提出

当該指定介護サービス事業者等に対して、書面で通知した事項について、指導結果通知の到達日から 30 日以内に書面により報告を求める。

指導結果は集約、蓄積し、今後の事業者指導に活用する。

オ 指導体制

指導は、指導検査担当課介護サービス検査係を主体として 2 名以上の指導班を編成して実施する。

社会福祉法人の法人検査と施設検査を一体的に行う場合は社会福祉法人係、第一号事業を検査する場合は高齢社会対策課介護予防生活支援サービス係とそれぞれ連携して実施する。

また、介護老人福祉施設、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護および認知症対応型共同生活介護に対する指導の一部については、介護保険法第 24 条の 2 に定める指定市町村事務受託法人に書類確認等の事務を委託する。

カ 関係部署との連携

上記イ、オのほか、必要に応じて、介護保険課、総合福祉事務所等の関係部署と実地指導の実施結果等について情報共有を図る。

8 監査への変更

実地指導中につぎに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者および入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

第4 指導検査関連ホームページ

1 練馬区

指導検査担当課のページです。社会福祉法人係、障害福祉サービス検査係、保育サービス検査係、介護サービス検査係の指導検査の概要、集団指導配布資料、各種様式等を掲載しています。

https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/chiiki_fukushi/fukusiservice/index.html

2 東京都福祉保健局

(1) 社会福祉法人・施設等の指導検査

指導検査基準や指導検査報告書が掲載されています。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/index.html>

(2) 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果 東京都福祉保健局が実施した指導検査の結果が掲載されています。

<https://www2.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/houjin/shisetsu.htm>

(3) 東京都障害者サービス情報

東京都に申請し指定を受けた事業所を検索することができるほか、指定申請や変更届、各種様式等が掲載されています。

https://www.shougai_fukushi.metro.tokyo.lg.jp/

3 福ナビ とうきょう福祉ナビゲーション

公益財団法人東京都福祉保健財団による東京の福祉に関する総合情報サイトです。福祉関連の最新情報が掲載されており、各区市の福祉事業所が検索できるほか、福祉サービス第三者評価の結果がご覧いただけます。

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

練馬区指導検査報告書 【令和2年度（2020年度）】

令和3年（2021年）6月発行

編 集 練馬区福祉部指導検査担当課
社会福祉法人係（03-5984-1318）
障害福祉サービス検査係（03-5984-1672）
保育サービス検査係（03-5984-1615）
介護サービス検査係（03-5984-1646）
〒176 - 8501 練馬区豊玉北6 - 12 - 1